はじめに

少子高齢化社会において、将来の担い手の育成と社会基盤の形成を図るうえで子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、必要不可欠であり、社会全体で取り組むべき最重要課題であります。

本市では、平成２７年３月に「地域で支える“安心・安全な子育て　子育ちのまち　松原”」を基本理念として、「松原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

働きながら子育てしやすい街をめざし環境整備に力を入れた結果、平成２２年度より年度当初待機児童ゼロを継続してまいりましたが、保育所の新設・増改築による定員増加等のさらなる環境整備により、平成３０年度以降は通年待機児童ゼロを達成しております。

さらに、在宅の子育て世帯を積極的に支援するために新たな子育て支援センターの開設、「すくすくポイントカード」の実施、そして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する松原版ネウボラの取り組みを推進するため「子育て世代包括支援センター」を設置するなど、積極的に子育て支援施策に取り組んでまいりました。

令和２年３月に「松原市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了するにあたり、計画の検証を行うとともに、さらなる子育て支援の充実を図るため「第２期松原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後も本市では、未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう「第２期松原市子ども・子育て支援事業計画」に掲げた目標を推進し、認定こども園の整備などにより、子育て家庭をはじめ市民の皆様との協働による安心・安全のまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「松原市子ども・子育て会議」の委員をはじめ、関係各位に深く感謝申し上げます。

令和２年３月

松原市長　澤井　宏文

目　次

第１章　計画の策定にあたって
第１節　計画策定の背景と趣旨 …… 1
第２節　計画の位置づけ …… 3
第３節　計画の期間 …… 4
第４節　子ども・子育て支援新制度をめぐる動向 …… 5
第５節　計画策定の経過 …… 7

第２章　松原市の子どもを取り巻く現状と課題
第１節　社会的な状況 …… 8
第２節　第１期計画の認可保育所・幼稚園における現状 …… 15
第３節　第１期計画の放課後児童クラブにおける現状 …… 19
第４節　第１期計画のその他子育て支援事業の現状 …… 22
第５節　アンケートから見られる現状 …… 30
第６節　松原市の子ども・子育てを取り巻く課題の整理 …… 45

第３章　計画の基本的な考え方
第１節　計画の基本理念 …… 47
第２節　基本目標 …… 48
第３節　基本課題 …… 49
第４節　事業の体系 …… 50

第４章　基本課題ごとの具体的な取り組み
基本課題１　仕事と生活の調和の推進・親としての成長 …… 52
基本課題２　親子の健全な成長 …… 61
基本課題３　子どもの生きる力の育成 …… 66
基本課題４　地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備 …… 74

第５章　子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策
第１節　教育・保育提供区域 …… 78
第２節　児童人口の推計 …… 78
第３節　幼児教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする幼児教育・保育の
提供体制の確保の内容及びその実施時期 …… 79
第４節　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする
地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 …… 83

第６章　計画の推進に向けて
第１節　推進体制の充実 …… 97
第２節　計画の点検・評価に向けて …… 97

資料編

1　策定経過 …… 98
2　松原市子ども・子育て会議条例等…… 99
3　委員名簿 …… 101

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の背景と趣旨

１．計画策定の背景

少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。このような状況を打開するため、平成 24 年８月に子ども・子育て関連３法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が成立し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、幼児教育･保育の質･量の充実のほか、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが一緒に幼児教育や保育を受けることができる地域の実情に応じた保育の場を確保することで、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、本市においてもこのような考え方に沿って様々な支援策を実施しています。

国では、待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成 28 年４月１日から施行しました。改正法では、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成 29 年６月の「子育て安心プラン」では、令和元年度末までの２年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも令和２年度末までの３年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、令和４年度末までの５年間で女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成 28 年および 29 年の各通常国会において全会一致で成立した改正児童福祉法では、昭和 22 年の制定以来 70 年間見直されてこなかった理念規定が改正され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心にその福祉の保証等の内容を明確化するなど、児童虐待防止等に関する抜本的な改正が行われています。その理念を踏まえて、平成 30 年７月に閣議決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。このプランによって、市町村における相談支援体制を強化するため、令和４年度までに全市町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが目標とされました。

さらに、国では、平成 29 年 12 月に、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の２本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。

幼児教育・保育の無償化は２兆円規模で、その財源は令和元年 10 月の消費税増税分を活用することとされ、令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化がスタートしました。なお、令和２年４月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

２．計画策定の趣旨

本市では、『「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す』との「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子ども及び子育て家庭に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでを切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、「松原市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、多様な子育て支援事業を推進してきました。

このたび、第１期計画が令和元年度末をもって終了することから、市民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、松原市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とした「第２期松原市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

第２節　計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条及び次世代育成支援対策推進法第８条に基づく計画で、すべての子ども自身の成長と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、ＮＰＯ法人、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、教育、福祉、保健、医療、まちづくり、労働などあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、本計画は、市の最上位計画である「松原市第５次総合計画」と整合を図るとともに、「松原市教育振興基本計画」「第３期松原市地域福祉計画」「松原市第３次障害者計画・第５期松原市障害福祉計画・松原市障害児福祉計画」「松原市人権施策行動計画」「第４期まつばら男女かがやきプラン」「第２次健康まつばら 21（健康増進計画・食育推進計画）」「松原市都市計画マスタープラン」「松原市新バリアフリー基本構想」などの関連計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。

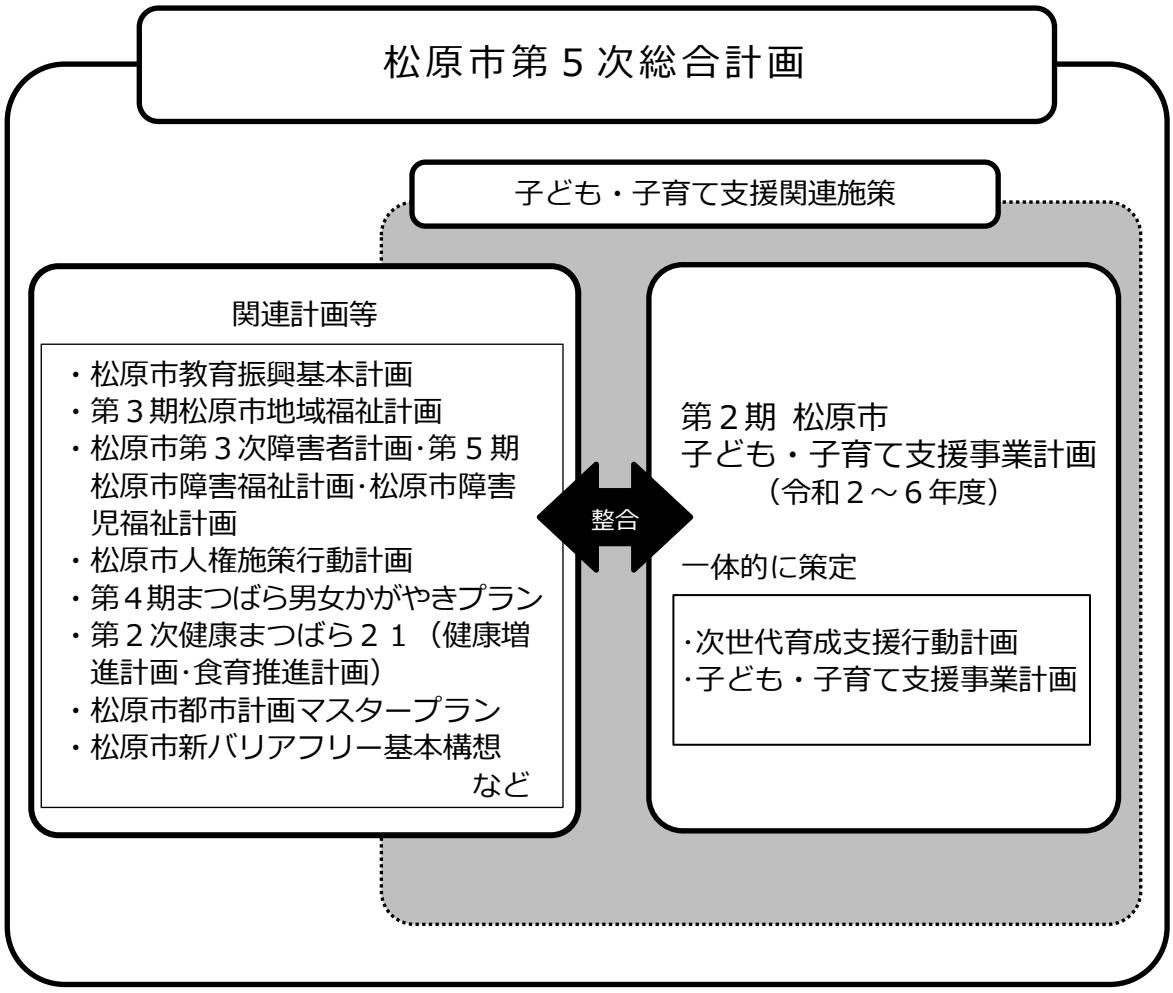

第３節　計画の期間

本計画は、令和２年度を初年度として、令和６年度までの５年間を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

平成					令和				
27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
松原市子ども・子育て支援事業計画									
					第２期松原市子ども・子育て支援事業計画				

第４節　子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本指針の改正方針】

１　市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる

（１）幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

（２）幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

（３）外国につながる幼児への支援・配慮

２　平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し

３　新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記

４　これらの他、第 198 回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

平成 31 年 2 月 18 日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】」

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年 10 月 1 日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

１　基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

２　子育てのための施設等利用給付の創設

（１）対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子どもが対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。

②支給要件

・3 歳から 5 歳まで（小学校就学前まで）の子ども
・0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

（２）費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1。

子ども・子育て支援新制度の概要

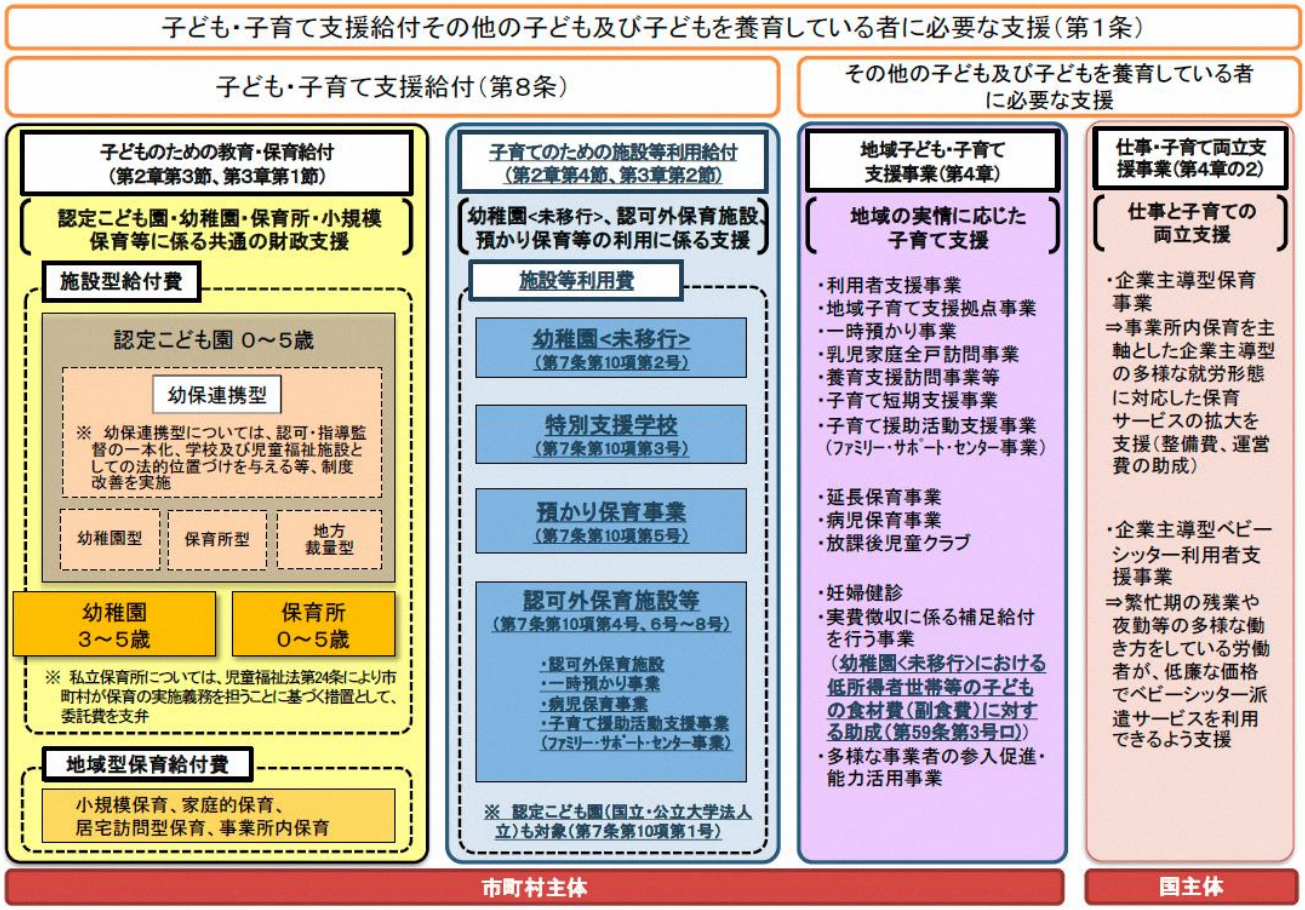

※下線部分が「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年１０月１日施行）による改正部分

第５節　計画策定の経過

１．市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、平成 31 年 1 月に、子育て中の保護者や妊婦の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5 歳就学前児童の保護者、小学生の保護者、妊婦を対象として、「松原市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

2.「子ども・子育て会議」による審議

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松原市子ども・子育て会議」により、計画の内容について審議しました。

3. パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をよりよいものにするために、市民の皆さんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策などに活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。計画の素案に対しパブリックコメントを実施し、本計画策定の際の参考にしました。

第２章　松原市の子どもを取り巻く現状と課題

第１節　社会的な状況

１．少子化の現状

（１）人口の推移

本市における近年の総人口は減少傾向で推移しています。うち年少人口及び生産年齢人口は減少が続いています。一方、高齢者人口は増加し続けています。これにともない、人口構成比も同様の動きで推移しています。

■総人口・年齢３区分人口の推移

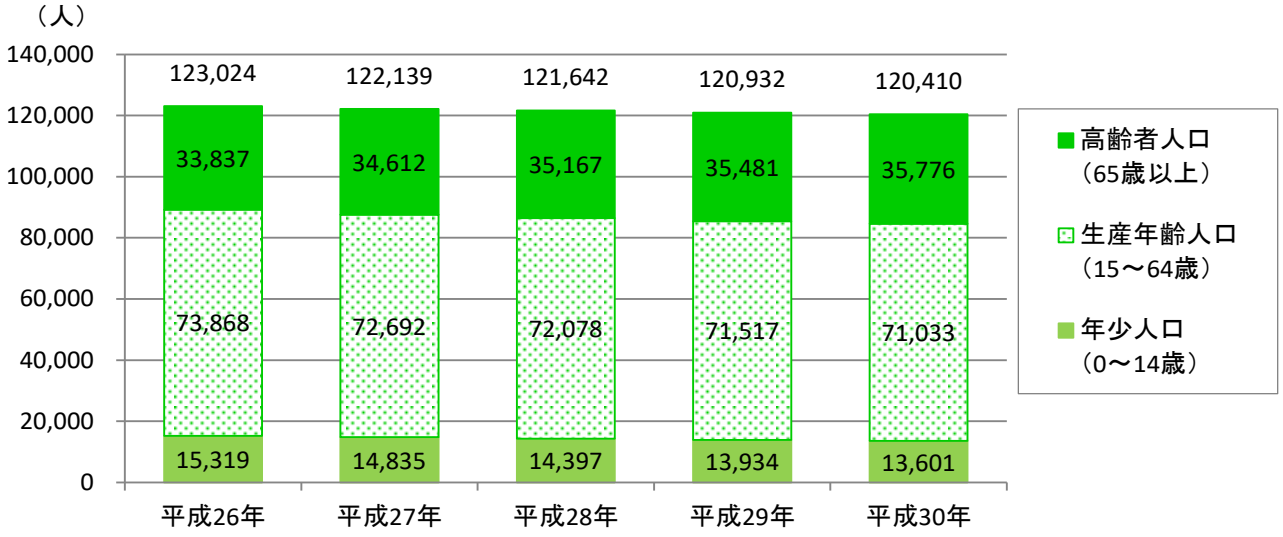

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■年齢３区分人口構成比の推移

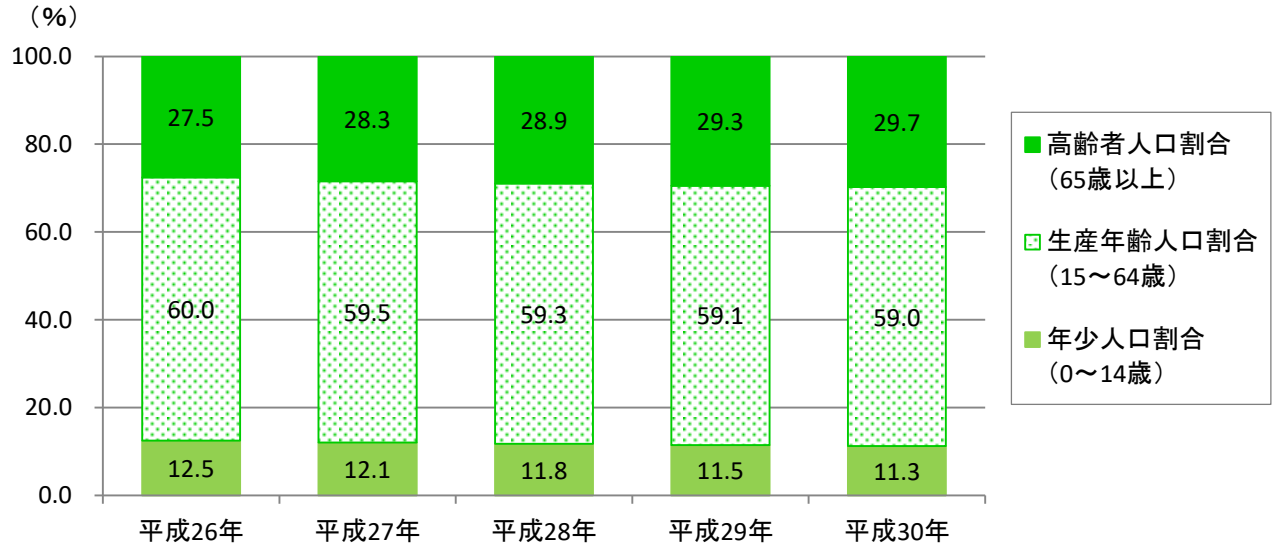

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（２）年齢別児童数の推移

本市の年齢別児童数の推移をみると、就学前児童、就学児童ともに減少傾向が続いており、平成 30 年 10 月 1 日現在で就学前児童が 4,914 人、就学児童が 5,565 人となっています。

■年齢別児童数の推移（就学前児童）

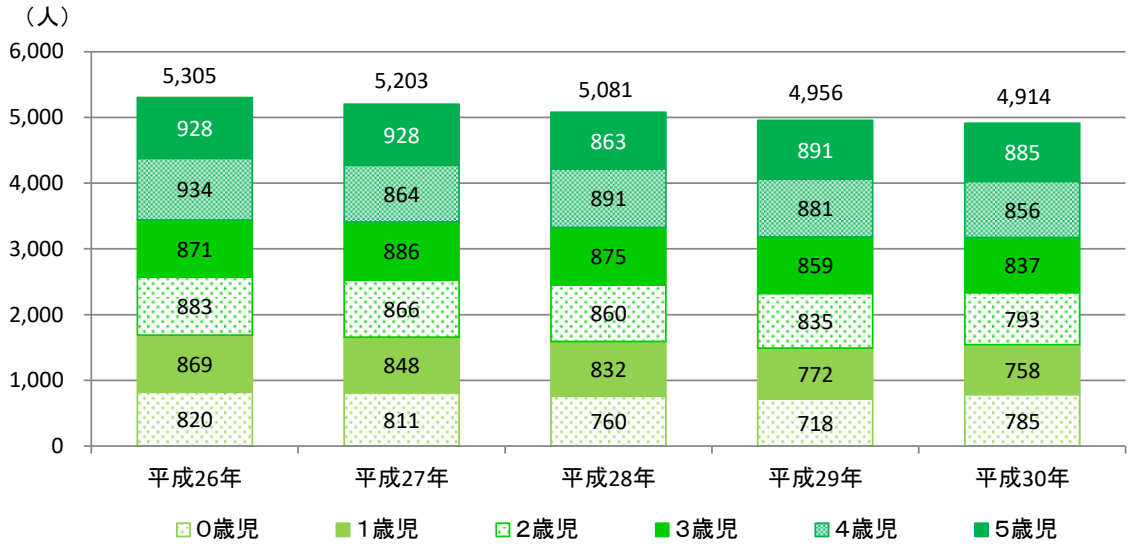

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■年齢別児童数の推移（就学児童）

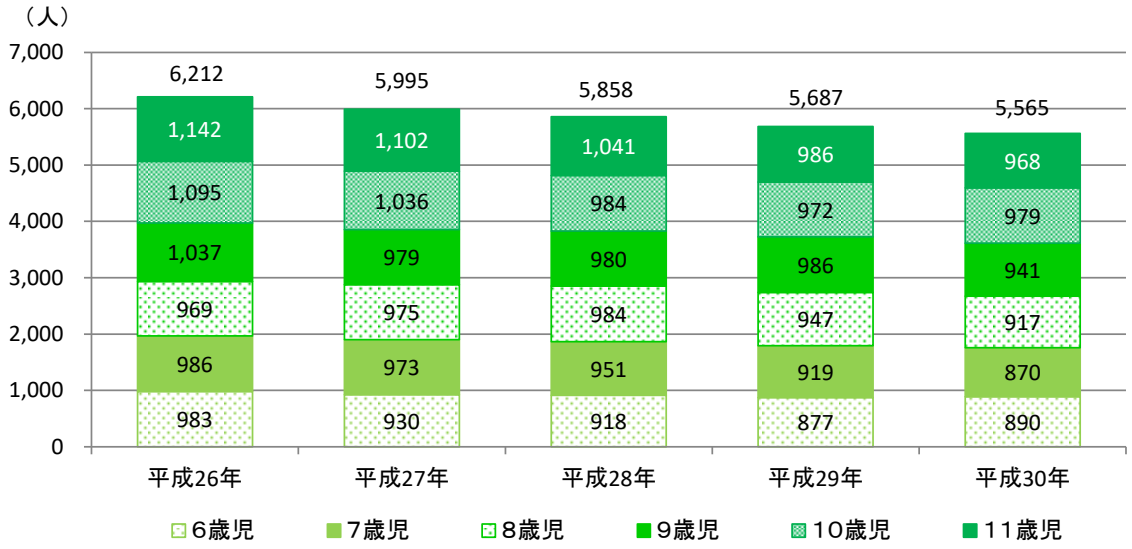

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（３）母の年代別出生数の推移

本市の女性の出産年齢を年代別にみると、年によってばらつきはあるものの、30～34 歳が最も多い状況が続いています。

■母の年代別出生数

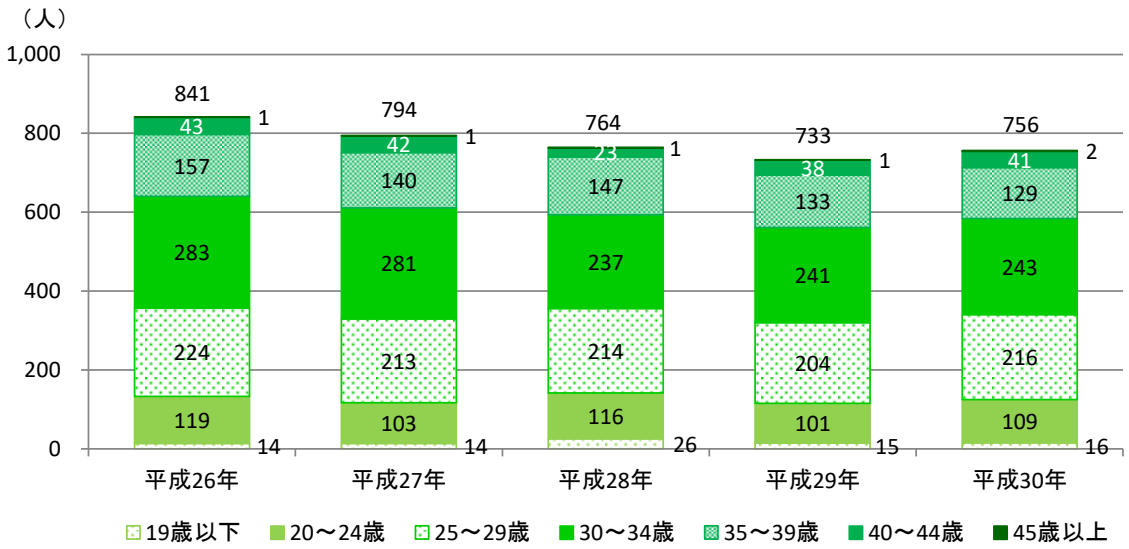

資料：人口動態統計

（４）人口動態の推移

本市の近年の自然動態をみると、出生数よりも死亡数が上回って推移し自然減となっています。また、社会動態をみると転入数を転出数が上回る社会減から、平成 30 年に社会増に転じています。

■自然動態

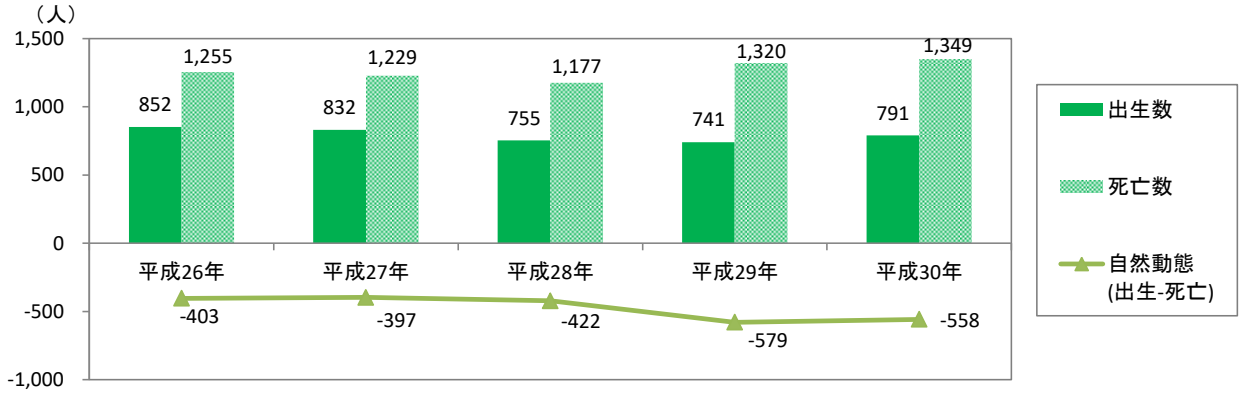

資料：住民基本台帳及び外国人登録法（各年４月１日～3 月 31 日合計）

■社会動態

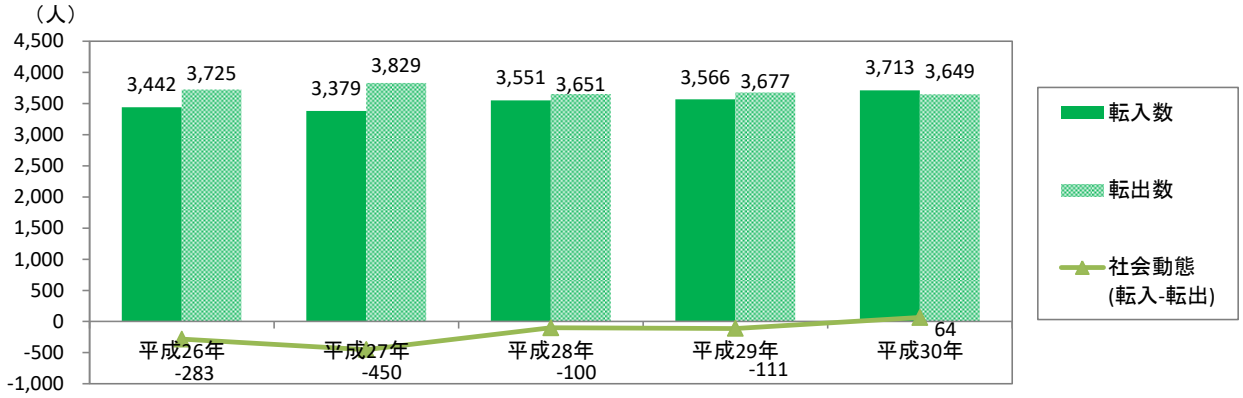

資料：住民基本台帳及び外国人登録法（各年４月１日～3 月 31 日合計）

２．核家族化の現状

（１）核家族世帯等の推移

本市の核家族世帯数等の推移をみると、総世帯数は増加傾向にあるのに対し、核家族世帯数は平成 12 年以降減少しています。総世帯に占める核家族世帯の割合をみても、平成 12 年以降は減少傾向にあり、平成 12 年から 27 年で 5.6 ポイント減少しています。

■核家族世帯等の推移

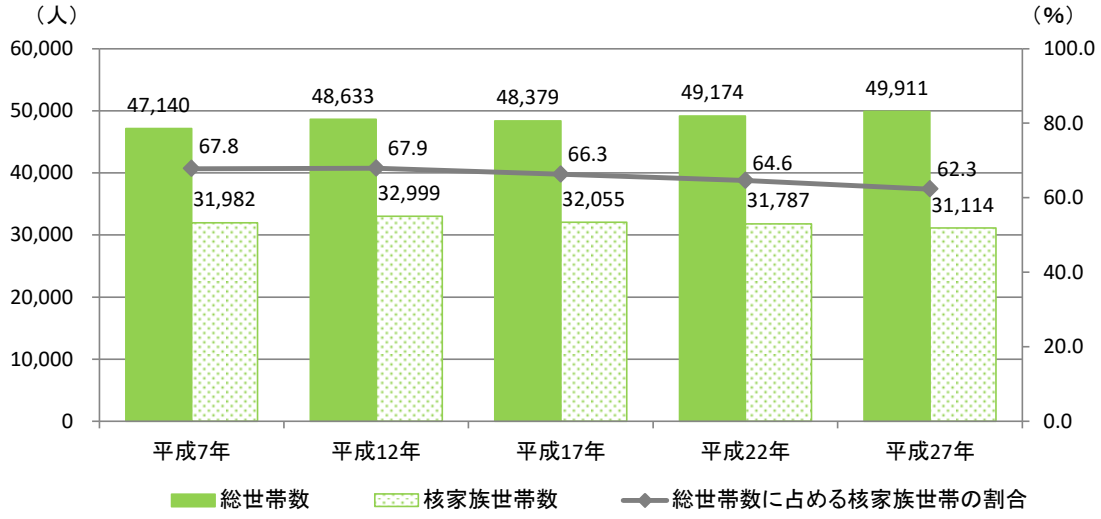

資料：国勢調査

（２）核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少傾向にあり、平成７年から 27 年で 13.7 ポイント減少しています。一方、夫婦のみの世帯、母と子どもからなる母子世帯の割合は増加傾向にあり、平成７年から 27 年で夫婦のみの世帯が 7.6 ポイント、母子世帯が 5.4 ポイント増加しています。

■核家族世帯の内訳

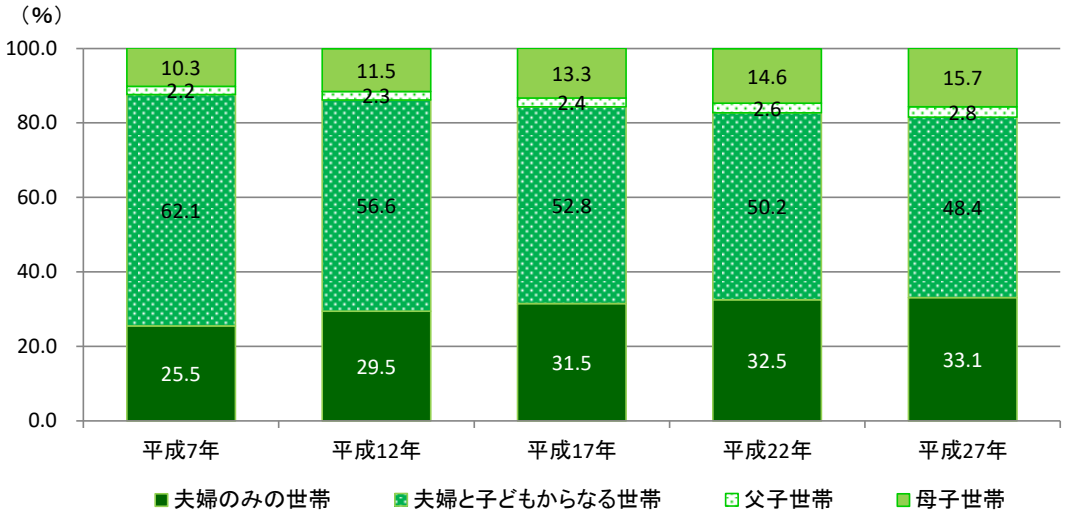

資料：国勢調査

３．女性の社会進出の現状

（１）女性の労働力率の推移

本市の女性の労働力率の推移をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するＭ字カーブを描いています。20 歳から 74 歳までの労働力率は年を追うごとに上昇しており、Ｍ字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

■女性の労働力率の推移

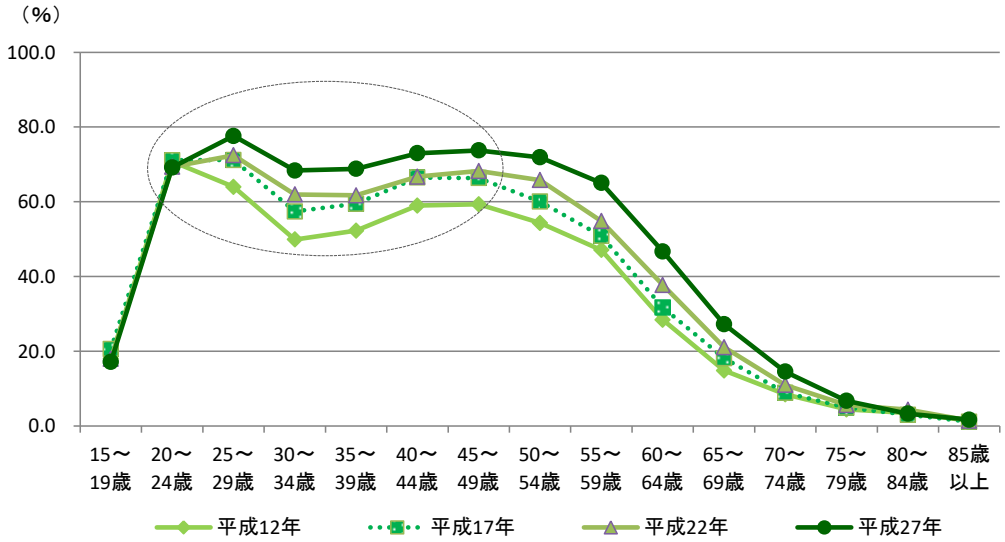

※労働力率＝15 歳以上人口に占める労働力人口の比率

資料：国勢調査

（２）女性の未婚・既婚別労働力率

本市の女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚女性に比べ未婚女性の労働力率が高く、特に 25～29 歳で 35.0 ポイント、30～34 歳では 35.8 ポイントの差がみられます。

■女性の未婚・既婚別労働力率（平成 27 年）

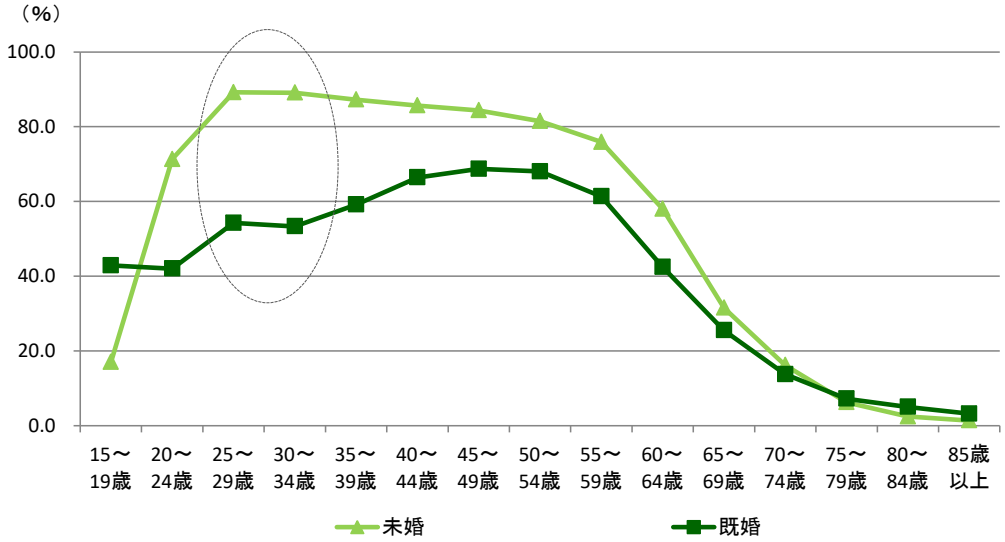

※労働力率＝15 歳以上人口に占める労働力人口の比率

資料：国勢調査

（３）共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の推移をみると、共働き世帯数、共働き世帯のうち子どもありの世帯数ともに減少傾向にありましたが、平成 27 年は再び増加しています。共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合については減少傾向にあります。

■共働き世帯の状況

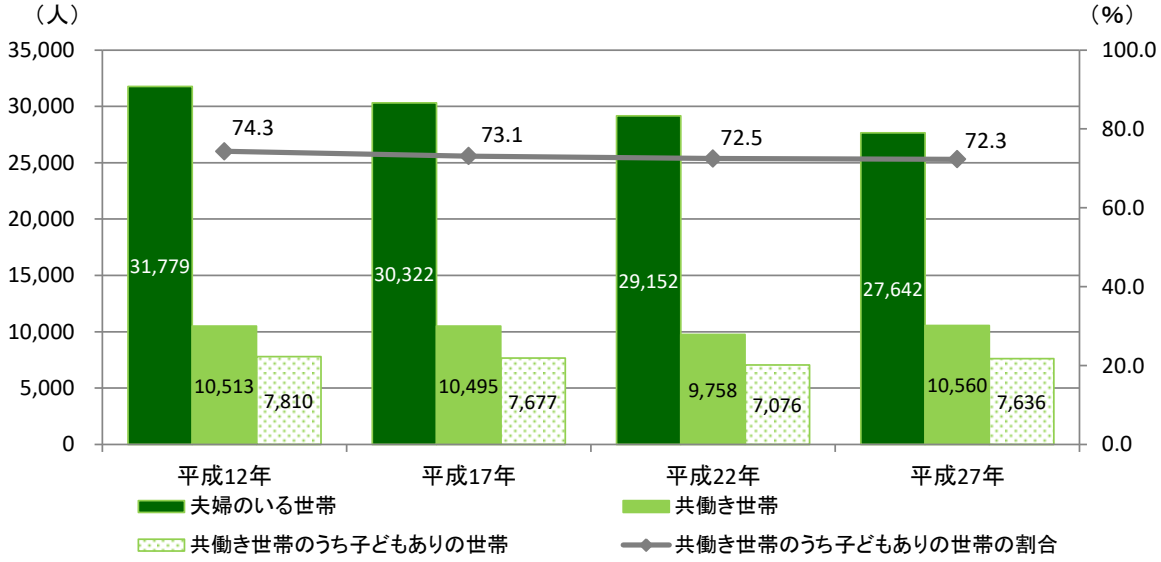

資料：国勢調査

第２節　第１期計画の認可保育所・幼稚園における現状

１．認可保育所・幼稚園のまとめ

（１）就学前児童数と認可保育所・幼稚園の在籍児童数

本市の就学前児童数と認可保育所・幼稚園の在籍児童数の推移をみると、就学前児童数の減少とともに、幼稚園在籍児童数には減少傾向がみられます。一方、認可保育所在籍児童数は増加傾向がみられます。

認可保育所と幼稚園在籍児童が就学前児童に占める割合（在籍割合）をみると、在籍割合は増加傾向がみられ、平成 27 年度から 31 年度で 5.1 ポイント増加しています。

■就学前児童数と認可保育所・幼稚園の在籍児童数

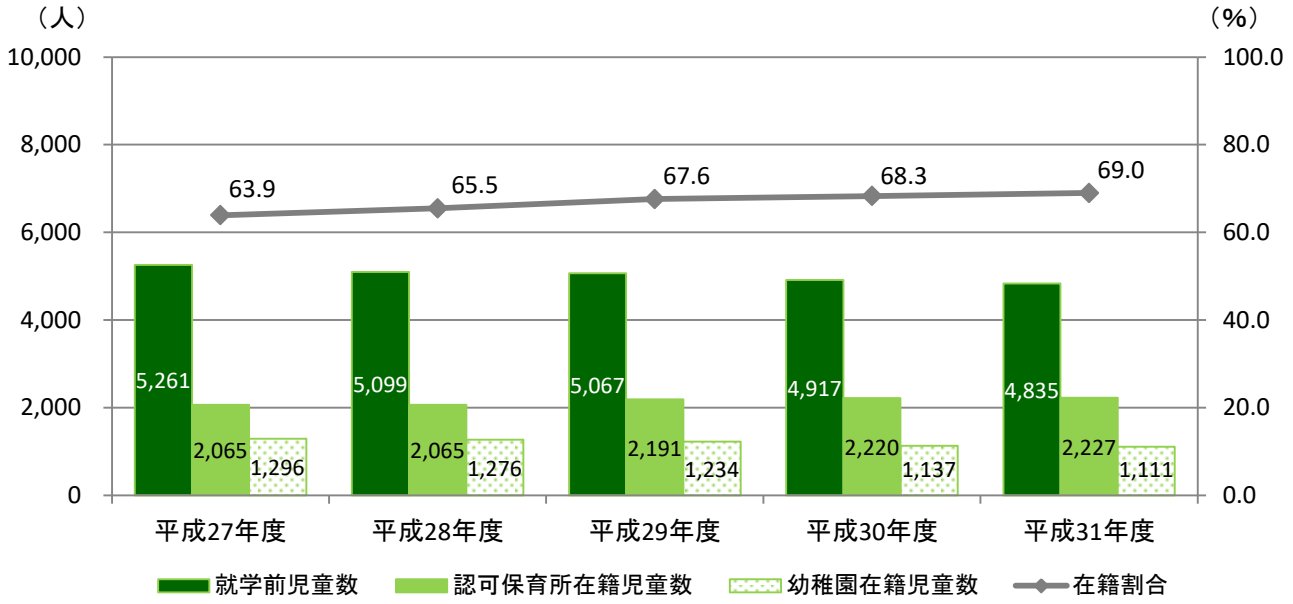

資料：子ども未来室（就学前児童数　各年４月１日現在）

（幼稚園在籍児童数　各年５月１日現在）

（認可保育所在籍児童数　各年３月１日現在）

2．認可保育所

（1）認可保育所の年齢別在籍児童数

本市の認可保育所の年齢別在籍児童数には増加傾向がみられ、在籍割合も増加傾向にあり、平成 27 年度から 31 年度で 6.8 ポイント増加しています。

■認可保育所の年齢別在籍児童数

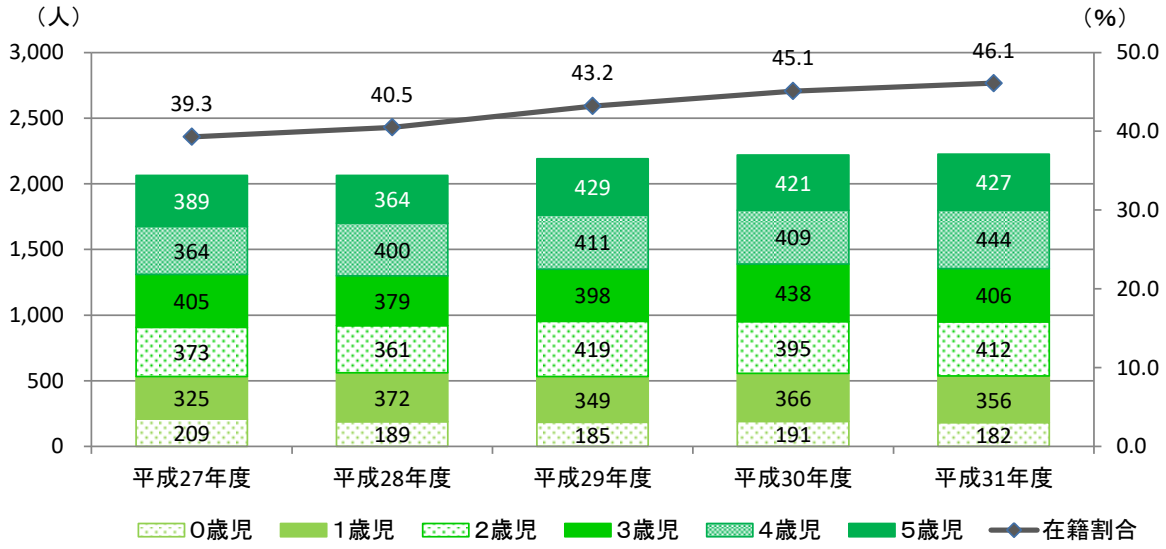

資料：子ども未来室（各年３月１日現在）

第 1 期計画値と実績値（認定こども園及び保育所＜3～5歳＞）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度（実績は見込み）
3－5歳人口	計画値	2,720	2,667	2,676	2,625	2,588
	実績値	2,714	2,632	2,661	2,590	2,533
ニーズ量	計画値	1,120	1,111	1,128	1,120	1,117
	実績値	1,158	1,143	1,238	1,268	1,277
提供量	計画値	1,120	1,111	1,128	1,120	1,117
	実績値	1,158	1,143	1,238	1,268	1,277

資料：子ども未来室（人口　各年４月１日）
（ニーズ量、提供量　各年３月１日）

第 1 期計画値と実績値（認定こども園及び保育所＜1～2歳＞）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (実績は見込み)
1－2歳人口	計画値	1,744	1,723	1,698	1,669	1,645
	実績値	1,713	1,709	1,640	1,604	1,569
ニーズ量	計画値	664	664	663	660	659
	実績値	740	766	768	790	807
提供量	計画値	589	589	663	660	659
	実績値	698	733	768	761	768

資料：子ども未来室（人口　各年４月１日）
（ニーズ量、提供量　各年３月１日）

第 1 期計画値と実績値（認定こども園及び保育所＜0 歳＞）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (実績は見込み)
0歳人口	計画値	823	809	796	785	767
	実績値	834	758	766	723	733
ニーズ量	計画値	227	227	227	227	227
	実績値	266	226	265	267	270
提供量	計画値	181	181	227	227	227
	実績値	209	189	185	191	182

資料：子ども未来室（人口　各年４月１日）
（ニーズ量、提供量　各年３月１日）

３．幼稚園

（１）幼稚園の年齢別在籍児童数

本市の幼稚園の年齢別在籍児童数をみると、在籍児童数は年々減少しており、とくに４歳児は平成 27 年度の 478 人から、平成 31 年度の 368 人と 110 人減少しています。在籍割合も減少傾向にあり、平成 27 年度から 31 年度で 1.6 ポイント減少しています。

■幼稚園の年齢別在籍児童数

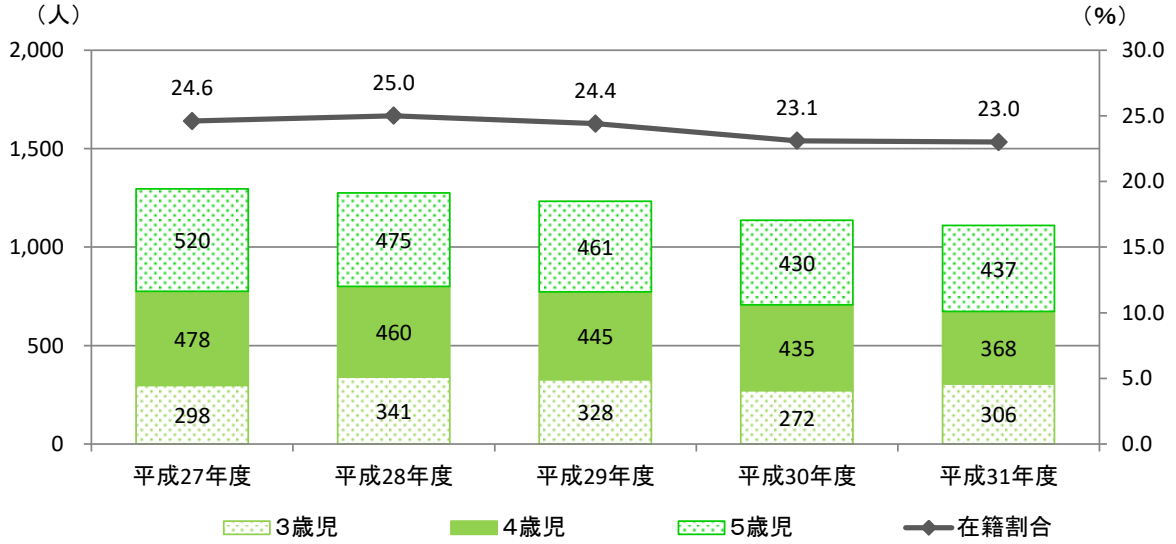

資料：子ども未来室（各年５月１日現在）

第 1 期計画値と実績値（認定こども園及び幼稚園＜3～5歳＞）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度（実績は見込み）
3－5歳人口	計画値	2,720	2,667	2,676	2,625	2,588
	実績値	2,714	2,632	2,661	2,590	2,533
ニーズ量	計画値	1,328	1,302	1,306	1,281	1,263
	実績値	1,296	1,276	1,234	1,137	1,111
提供量	計画値	1,276	1,251	1,255	1,231	1,214
	実績値	1,248	1,223	1,186	1,079	1,056
市外調整	計画値	52	51	51	50	49
	実績値	48	53	48	48	55

資料：子ども未来室（人口　各年４月１日）
（ニーズ量、提供量、市外調整　各年５月１日）

第３節　第１期計画の放課後児童クラブにおける現状

１．放課後児童クラブの学級数

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「留守家庭児童会室」という名称で、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

放課後児童クラブの学級数は、平成 31 年度で 25 学級となっています。

放課後児童クラブの学級数

（単位：学級）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
学級数	28	29	28	27	25

資料：子ども未来室（各年４月１日）

第 1 期計画値と実績値（放課後児童クラブ）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (実績は見込み)
実施箇所数	計画値	28 か所	28 か所	28 か所	28 か所	28 か所
	実績値	28 か所	28 か所	28 か所	27 か所	25 か所
ニーズ量 （低学年）	計画値	760	740	710	703	689
	実績値	708	681	697	696	705
ニーズ量 （高学年）	計画値	100	205	269	292	285
	実績値	95	135	135	148	195
提供量	計画値	1,073	1,045	1,003	995	974
	実績値	803	816	832	844	900

資料：子ども未来室

2．放課後児童クラブの利用状況

児童数は減少していますが、月初登録児童数は増加傾向にあり、児童数に占める登録児童数の割合は平成 27 年度から平成 30 年度で 1.7 ポイント増加しています。また、平日利用率は平成 28 年度にやや減少がみられたものの、８割近くで推移しています。土曜日利用率は約３割で推移しています。

放課後児童クラブの利用状況

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童数	6,066	5,923	5,699	5,666
月初登録児童数	803	816	832	844
月初登録児童数割合	13.2%	13.8%	14.6%	14.9%
平日利用率	79.5%	75.5%	79.1%	78.1%
土曜利用率	31.6%	35.4%	33.4%	33.2%

資料：子ども未来室

3．放課後児童クラブの学級別利用状況

学級別に利用状況をみると、登録児童数は、松原小学校、松原南小学校、松原北小学校、天美南小学校などで多くなっています。とくに、天美南小学校では、平成 29 年度より登録児童数の増加がみられます。また、天美小学校、恵我小学校、松原西小学校、恵我南小学校では、平成 30 年度の土曜利用率が４割以上と高くなっています。

放課後児童クラブの学級別利用状況

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
松原小学校	月初登録児童数	86	92	97	90
	平日利用率	78.9%	75.9%	82.4%	82.1%
	土曜利用率	29.4%	31.5%	32.1%	28.3%
松原南小学校	月初登録児童数	77	92	94	80
	平日利用率	82.0%	80.8%	80.2%	82.2%
	土曜利用率	37.4%	41.7%	36.9%	35.7%
松原北小学校	月初登録児童数	103	83	83	90
	平日利用率	76.6%	75.2%	80.3%	78.1%
	土曜利用率	21.4%	31.9%	28.3%	26.2%
天美小学校	月初登録児童数	48	47	59	53
	平日利用率	84.1%	79.8%	80.8%	84.3%
	土曜利用率	39.3%	36.1%	35.9%	47.0%

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
天美南小学校	月初登録児童数	56	59	77	78
	平日利用率	73.7%	75.5%	79.8%	75.1%
	土曜利用率	37.7%	38.9%	27.8%	24.6%
布忍小学校	月初登録児童数	26	27	35	30
	平日利用率	77.7%	76.2%	66.2%	72.9%
	土曜利用率	46.3%	38.6%	41.7%	26.1%
恵我小学校	月初登録児童数	47	47	47	54
	平日利用率	80.5%	75.2%	79.0%	79.1%
	土曜利用率	24.2%	34.0%	33.0%	41.3%
三宅小学校	月初登録児童数	23	20	26	35
	平日利用率	79.3%	77.5%	78.8%	75.2%
	土曜利用率	28.4%	31.7%	33.8%	29.1%
天美西小学校	月初登録児童数	47	59	48	55
	平日利用率	80.3%	74.4%	74.3%	70.4%
	土曜利用率	29.4%	31.8%	32.9%	28.7%
松原西小学校	月初登録児童数	24	23	22	27
	平日利用率	78.6%	77.0%	87.4%	84.0%
	土曜利用率	25.9%	29.4%	42.7%	44.1%
中央小学校	月初登録児童数	79	68	73	74
	平日利用率	83.1%	80.3%	80.4%	79.2%
	土曜利用率	41.7%	38.2%	31.4%	34.0%
天美北小学校	月初登録児童数	46	45	40	37
	平日利用率	77.6%	78.9%	77.0%	77.2%
	土曜利用率	21.4%	31.9%	34.7%	27.6%
松原東小学校	月初登録児童数	47	59	55	55
	平日利用率	75.7%	76.4%	76.2%	79.3%
	土曜利用率	36.3%	30.6%	29.6%	28.7%
河合小学校	月初登録児童数	38	33	27	30
	平日利用率	75.9%	77.1%	81.9%	80.3%
	土曜利用率	33.1%	30.4%	30.8%	31.6%
恵我南小学校	月初登録児童数	56	62	49	56
	平日利用率	80.9%	80.8%	83.8%	83.9%
	土曜利用率	50.1%	52.7%	49.0%	44.9%

資料：子ども未来室

第４節　第１期計画のその他子育て支援事業の現状

１．時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

利用状況をみると、増減をしながら実利用人数 1,100 人前後で推移しています。

第 1 期計画値と実績値（時間外保育事業）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (実績は見込み)
ニーズ量	計画値	915	932	959	974	992
	実績値	1,127	1,092	1,158	1,182	1,188
提供量	計画値	915	932	959	974	992
	実績値	1,127	1,092	1,158	1,182	1,188

資料：子ども未来室

２．子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能です。また、夜間の対応のみも可能です。

利用状況をみると、平成 29 年度は延べ利用人数 41 人と最も多く、平成 30 年度は延べ利用人数 7 人と、年度により増減がみられます。

第 1 期計画値と実績値（子育て短期支援事業）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (実績は見込み)
実施箇所数	計画値	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	実績値	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
ニーズ量	計画値	52	52	52	52	52
	実績値	29	23	41	7	39
提供量	計画値	52	52	52	52	52
	実績値	29	23	41	7	39

資料：子ども未来室

３．地域子育て支援拠点事業

子育ての不安感、負担感を軽減するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

利用状況をみると、延べ利用者数は平成28年度より30,000組を超えて増加傾向にあります。

第１期計画値と実績値（地域子育て支援拠点事業）

（単位：組）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (実績は見込み)
実施箇所数	計画値	7か所	7か所	7か所	8か所	8か所
	実績値	7か所	9か所	9か所	9か所	9か所
ニーズ量	計画値	23,000	23,000	23,000	26,000	26,000
	実績値	19,497	30,231	32,213	36,887	37,000
提供量	計画値	23,000	23,000	23,000	26,000	26,000
	実績値	19,497	30,231	32,213	36,887	37,000

資料：子ども未来室

４．一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

幼稚園の在籍児童を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

幼稚園の預かり保育は、平成30年度は、11か所で実施しています。

利用状況をみると、平成28年度からの３年間はやや減少傾向にあります。

第１期計画値と実績値（幼稚園の預かり保育）

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (実績は見込み)
実施箇所数	計画値	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
	実績値	11か所	11か所	11か所	11か所	10か所
ニーズ量	計画値	50,066	49,085	49,236	48,294	47,615
	実績値	54,184	55,663	52,055	49,956	48,817
提供量	計画値	50,066	49,085	49,236	48,294	47,615
	実績値	54,184	55,663	52,055	49,956	48,817

資料：子ども未来室

５．一時預かり事業（在園時対象型を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

また、その他、育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター及び夜間のみ預かるトワイライトステイも一時預かり事業として該当します。

利用状況をみると、延べ利用者数は減少傾向にあり、平成 29 年度には 5,000 人を切っています。

第 1 期計画値と実績値（一時預かり）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度（実績は見込み）
ニーズ量	計画値	4,740	4,643	4,471	4,368	4,246
	実績値	6,225	5,400	4,822	4,861	4,645
保育所（提供量）	計画値	3,130	3,075	2,963	2,871	2,783
	実績値	5,273	4,547	4,127	4,408	4,200
ファミサポ（提供量）	計画値	1,600	1,558	1,498	1,487	1,453
	実績値	952	853	695	453	445
トワイライト（提供量）	計画値	10	10	10	10	10
	実績値	0	0	0	0	0
提供量（合計）	計画値	4,740	4,643	4,471	4,368	4,246
	実績値	6,225	5,400	4,822	4,861	4,645

資料：子ども未来室

６．病児病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

利用状況をみると、病院での延べ利用者数は 100 人前後で推移していますが、保育所での延べ利用人数には、増加傾向がみられます。

第 1 期計画値と実績値（病児病後児保育事業）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (実績は見込み)
実施箇所数	計画値	17 か所	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所
	実績値	16 か所	17 か所	18 か所	17 か所	17 か所
ニーズ量	計画値	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800
	実績値	3,615	4,307	4,126	4,879	4,911
保育所 （提供量）	計画値	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	実績値	3,515	4,196	4,033	4,786	4,811
医療機関 （提供量）	計画値	100	100	100	100	100
	実績値	100	111	93	93	100
居宅訪問 （提供量）	計画値	0	100	100	100	100
	実績値	0	0	0	0	0
提供量 （合計）	計画値	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800
	実績値	3,615	4,307	4,126	4,879	4,911

資料：子ども未来室

7．ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校６年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

ファミリー・サポート・センター事業の会員数をみると、平成 30 年度は依頼会員、援助会員ともに減少がみられ、総会員数は平成 28、29 年度にやや増加したものの、再び減少しています。

事業の利用状況をみると、平成 28 年度をピークに減少傾向にあります。

ファミリー・サポート・センター事業の会員数

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員	270	290	307	291
援助会員	160	162	160	149
両方会員	32	29	29	27
合計	462	481	496	467

資料：子ども未来室

第 1 期計画値と実績値（ファミリー・サポート・センター事業）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (実績は見込み)
ニーズ量	計画値	400	390	374	372	363
	実績値	452	580	542	473	460
提供量	計画値	400	390	374	372	363
	実績値	452	580	542	473	460

資料：子ども未来室

８．妊婦健康診査

胎児の成長や妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査の費用の一部を助成する事業です。

妊婦健診助成者数をみると、増減を繰り返しています。

第 1 期計画値と実績値（妊婦健康診査）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度（実績は見込み）
助成者数（妊娠届出数）	計画値	849	836	824	805	786
	実績値	769	776	800	757	801
ニーズ量	計画値	11,886 件	11,704 件	11,536 件	11,270 件	11,004 件
	実績値	9,449 件	9,559 件	9,373 件	9,053 件	11,214 件

資料：子ども未来室、地域保健課

９．乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。本市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」という名称で実施しています。

訪問人数をみると、０歳人口の推移に伴い、訪問人数も推移しています。

第 1 期計画値と実績値（乳児家庭全戸訪問事業）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度（実績は見込み）
ニーズ量	計画値	809	796	785	767	749
	実績値	790	787	717	750	750

資料：子ども未来室、地域保健課

10. 養育支援家庭訪問事業

子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師などが訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行う事業です。

活動状況をみると、延べ訪問回数は平成 29 年度をピークに減少しています。

第 1 期計画値と実績値（養育支援家庭訪問事業）

（単位：回）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (実績は見込み)
ニーズ量 （訪問世帯数）	計画値	18 世帯	18 世帯	24 世帯	24 世帯	24 世帯
	実績値	13 世帯	15 世帯	15 世帯	14 世帯	9 世帯
ニーズ量 （延べ訪問回数）	計画値	360	360	480	480	480
	実績値	355	487	599	431	400
実施箇所数	計画値	実施体制： 40 人 実施者： 子育てサポーター	実施体制： 40 人 実施者： 子育てサポーター	実施体制： 48 人 実施者： 子育てサポーター	実施体制： 48 人 実施者： 子育てサポーター	実施体制： 48 人 実施者： 子育てサポーター
	実績値	実施体制： 26 人 実施者： 子育てサポーター	実施体制： 14 人 実施者： 子育てサポーター	実施体制： 14 人 実施者： 子育てサポーター	実施体制： 14 人 実施者： 子育てサポーター	実施体制： 16 人 実施者： 子育てサポーター

資料：子ども未来室

11. 利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

平成 31 年度より、子育て支援センターキラキラひろばと子育て世代包括支援センターの 2 か所で実施しています。

第 1 期計画値と実績値（利用者支援事業）

（単位：か所）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (実績は見込み)
ニーズ量	計画値	4	4	4	4	4
	実績値	1	1	1	1	2

資料：子ども未来室

12. 要保護児対策地域協議会における現状

児童虐待の防止、早期発見、早期の適切な対応、再発防止のため、地域の関係する各機関が連携して虐待から子どもたちを守るために設置している機関です。

家庭児童相談の相談状況をみると、平成 27 年度以降、児童虐待相談、発達障害相談などが増加しており、合計相談件数も、1,066 件から 1,890 件と 800 件以上増加しています。

家庭児童相談の相談状況

（単位：件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童虐待相談	398	532	560	593
その他の相談	90	150	273	335
保健相談	5	4	6	3
肢体不自由相談	7	13	14	15
視聴覚障害相談	3	4	4	3
言語発達障害等相談	35	27	32	26
重症心身障害相談	1	3	2	2
知的障害相談	257	305	286	296
発達障害相談	52	118	198	324
ぐ犯行為等相談	1	9	2	3
触法行為等相談	0	4	1	1
性格行動相談	16	10	13	15
不登校相談	13	9	15	19
適性相談	0	0	1	1
育児・しつけ相談	167	57	39	26
その他の相談	21	120	169	228
計	1,066	1,365	1,615	1,890

資料：子ども未来室

第５節　アンケートから見られる現状

１．調査実施概要

（１）調査目的

本調査は、令和２年度からの「第２期松原市子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、子ども・子育て支援などに関する施策の必要量や、施策に対する意向を把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

（２）調査方法

○郵送による調査票の配布・回収
○自記入式の多肢選択法を中心に、数量回答・自由回答を含む

（３）調査期間

平成 31 年 1 月 11 日～1 月 31 日

（４）調査対象

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,800 通	859 通	47.7%
就学児童調査	1,000 通	401 通	40.1%
妊娠中の方への調査	200 通	29 通	14.5%

2. 調査結果概要

（１）お子さんとご家族の状況について

①子どもをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事のときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が 60.3%と最も多く、次いで、「日常的にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が 40.3%となっています。

【就学前児童調査】

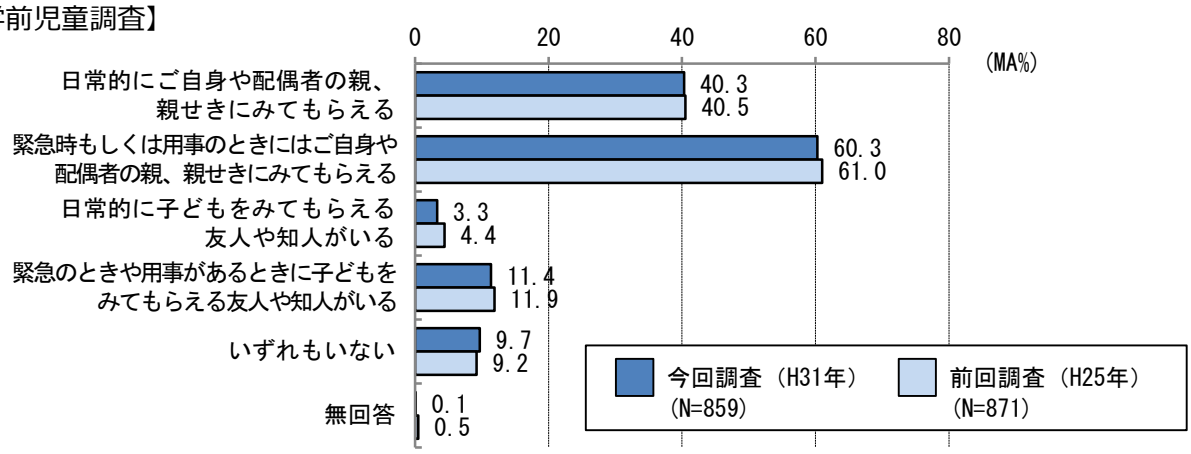

②母親と父親の就労状況

母親は、「以前は働いていたが、今は働いていない」が33.1%と最も多く、次いで、「パート・アルバイトなどで働いている」が25.1%、「フルタイムで働いている」が22.1%となっています。

就労している母親の合計（産休・育休・介護休業中を含む）は61.7%と、前回調査時（48.4%）に比べて13.3ポイント増加しています。

父親は、「フルタイムで働いている」が89.5%となっています。

【就学前児童調査】

母親

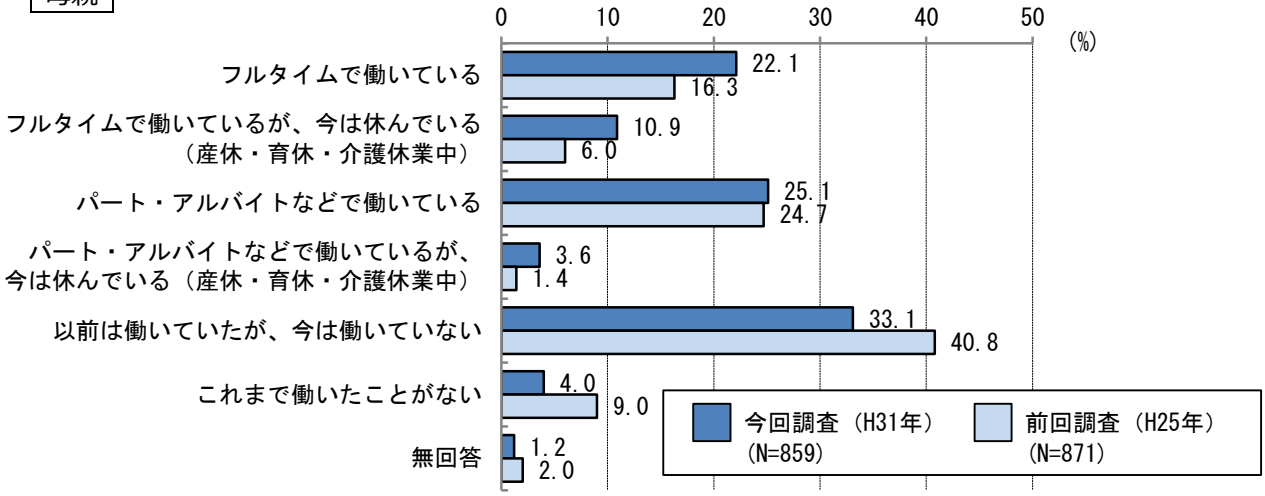

父親

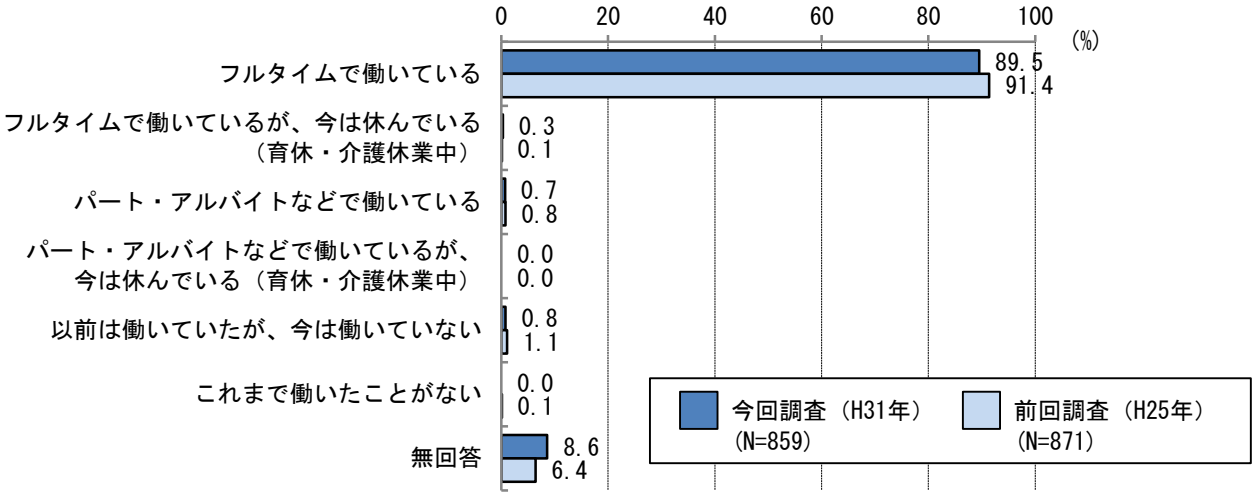

③母親の就労希望

就学前児童は、「１年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに働きたい」が 48.1%、「すぐにでも、もしくは１年以内に働きたい」が 25.8%で、就労希望者は合計 73.9%となっています。

小学生は、「子育てや家事などに専念したい」が 36.7%と最も多く、次いで、「１年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに働きたい」が 28.4%、「すぐにでも、もしくは１年以内に働きたい」が 26.6%で、就労希望者は合計 55.0%となっています。

【就学前児童調査】

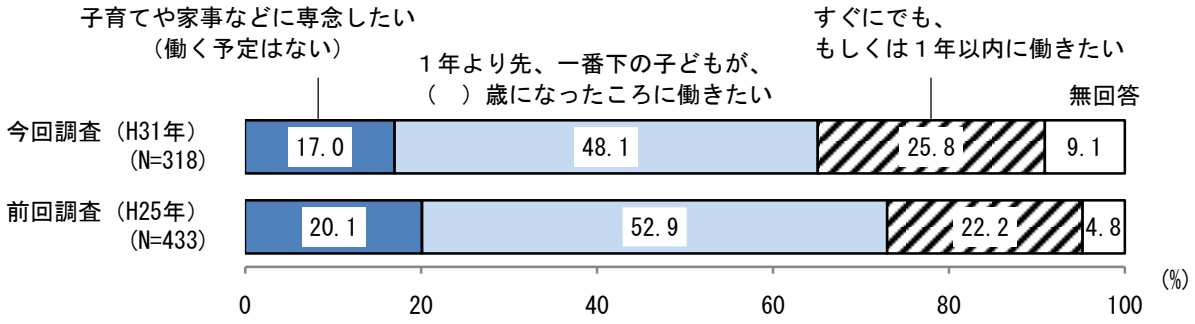

【小学生調査】

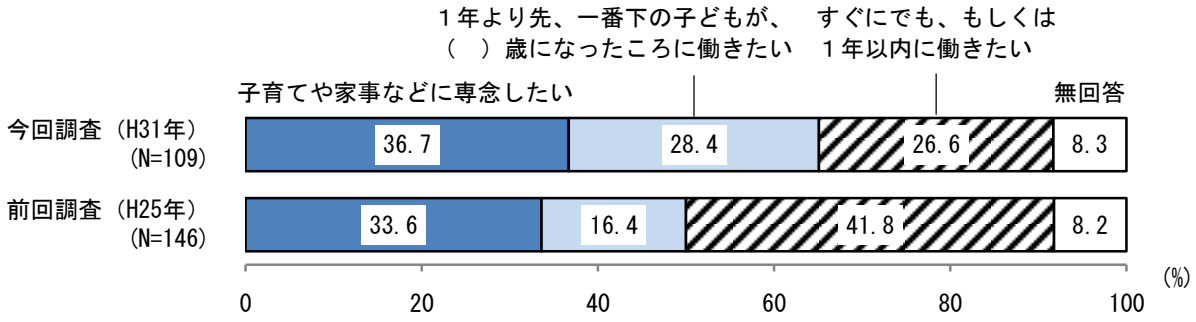

（２）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

①平日利用している教育・保育事業

平日に、幼稚園や保育所などの施設やサービスを定期的に「利用している」人は 77.8%で、前回調査と比較すると、15.6 ポイント増加しています。

平日に定期的に利用している施設やサービスは、「認可保育所」が 42.5%と最も多く、次いで、「幼稚園」が 20.4%、「子育て支援センターなど子育ての仲間が集まる場」が 19.9%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」が 4.1 ポイント、「認定こども園」が 3.6 ポイント増加し、「幼稚園」が 9.7 ポイント減少しています。

【就学前児童調査】

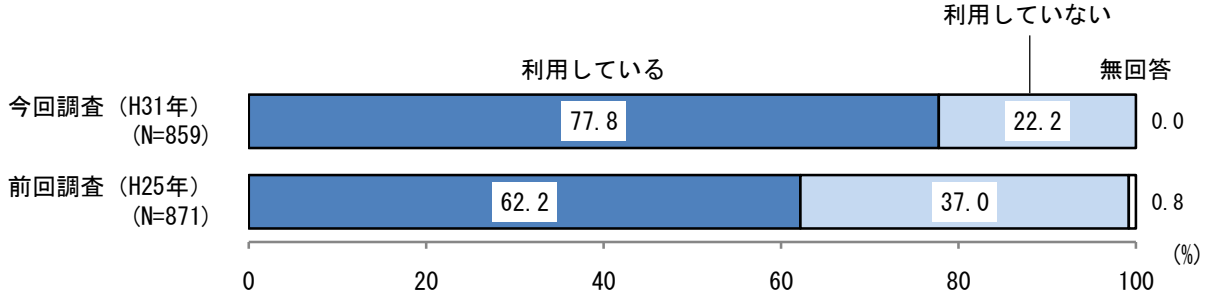

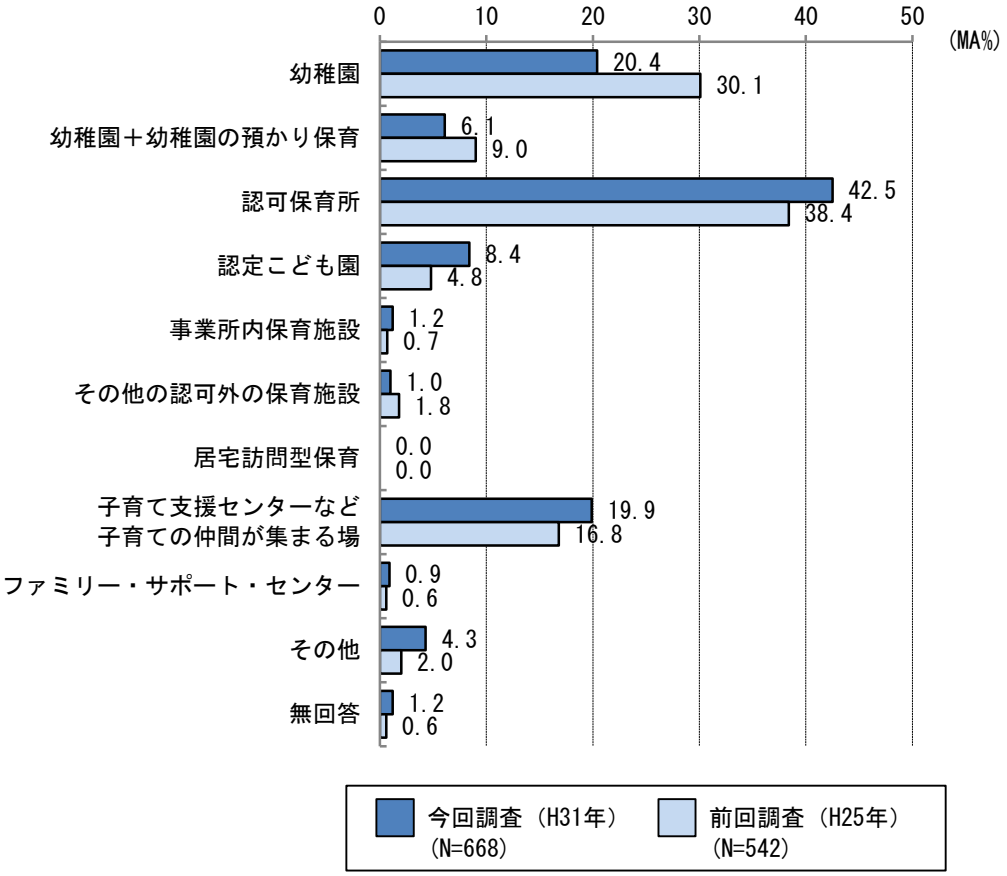

②平日利用したい教育・保育事業

平日に定期的に利用したい施設やサービスは、「認可保育所」が 48.7%と最も多く、次いで、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が 39.1%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」が 11.5 ポイント、「認可保育所」が 6.8 ポイント増加し、「幼稚園」が 23.1 ポイント減少しています。

【就学前児童調査】

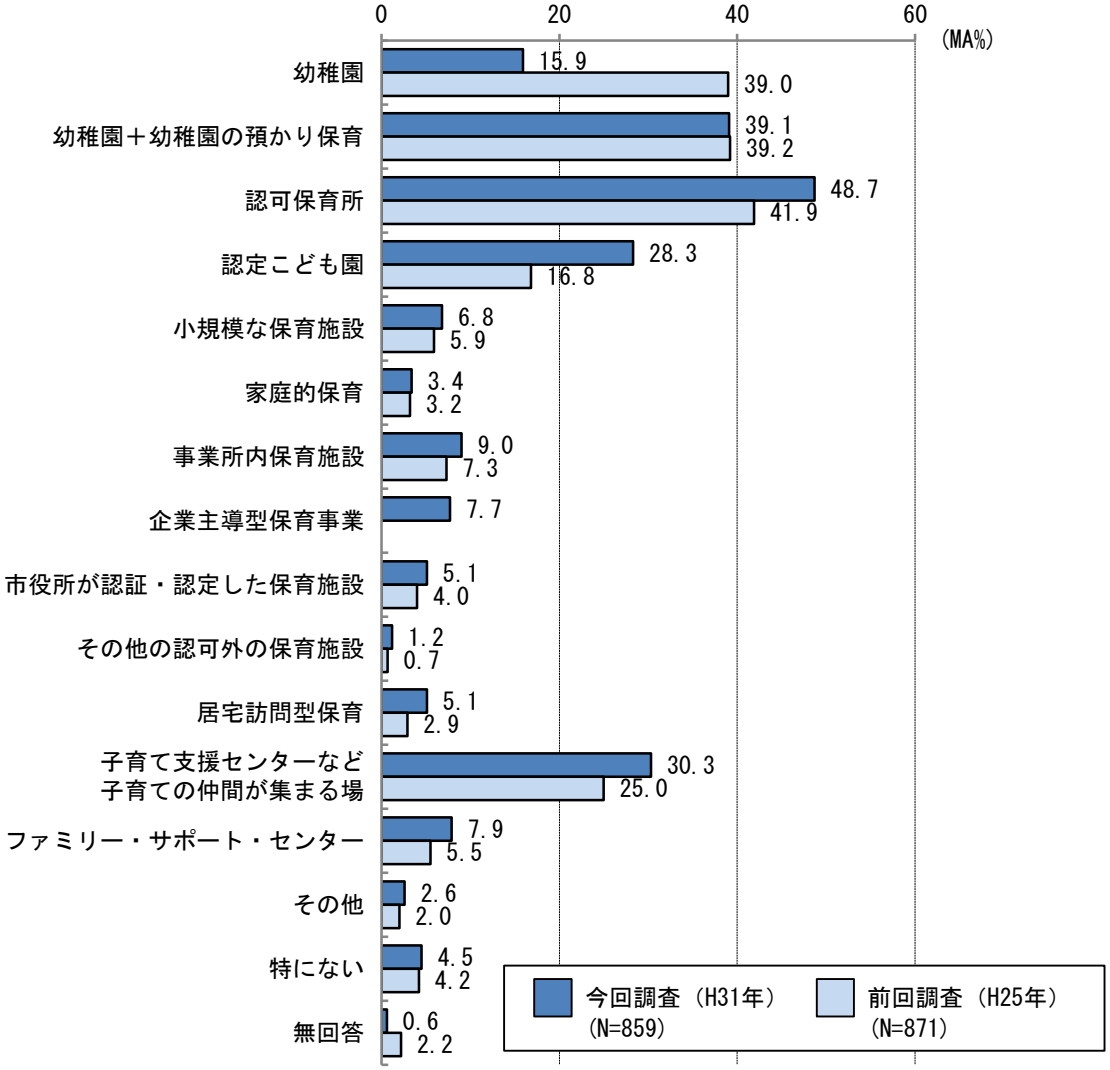

（３）地域の子育て支援サービスの利用状況と今後の利用希望

①地域子育て支援拠点事業の利用状況

「子育て支援センターなど」を利用している人は 21.7%、「その他市（町／村）が実施している類似の事業」は 1.2%、「利用していない」が 76.0%となっています。

【就学前児童調査】

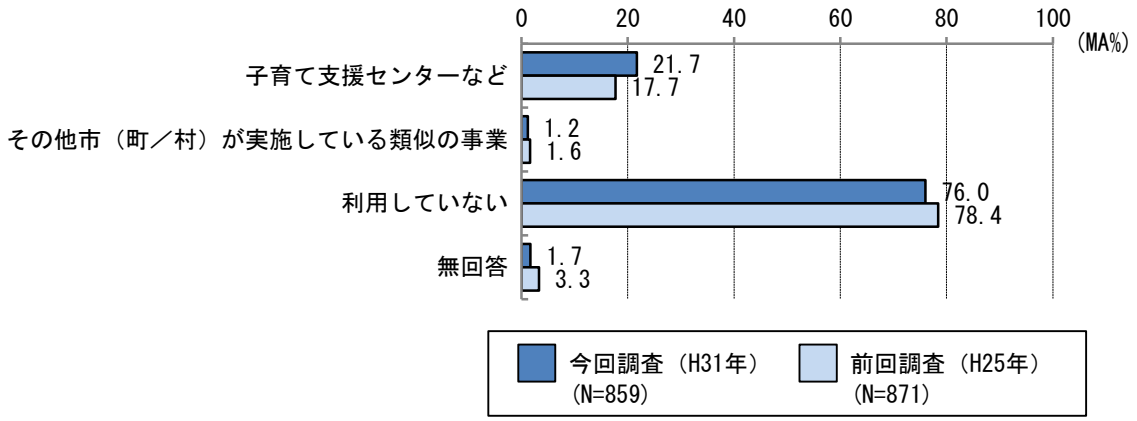

・「地域子育て支援拠点」…児童館の乳幼児対象事業や保育所で実施しているひろば事業、子育て相談事業です。

②地域子育て支援拠点事業の利用希望

子育て支援センターなどについての今後の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が 17.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 12.9%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が 63.7%となっています。

【就学前児童調査】

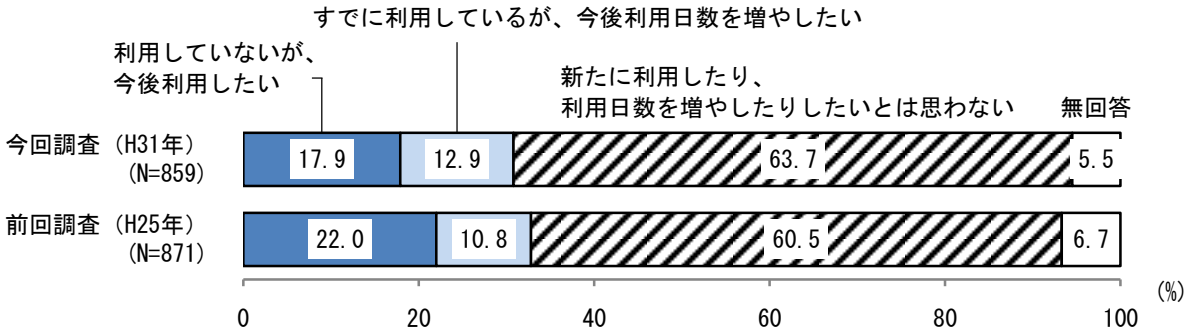

（４）一時預かり等の短時間サービスについて

①病気やけがで通常の事業（幼稚園、保育所、小学校等）が利用できなかったことと その主な対処方法

この１年間に、子どもの病気やけがで利用できなかったことが「あった」人は 71.6%となっています。

対処方法については、「母親が仕事を休んだ」が 64.9%と最も多く、次いで、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」が 34.3%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」が 25.5%となっています。

【就学前児童調査】

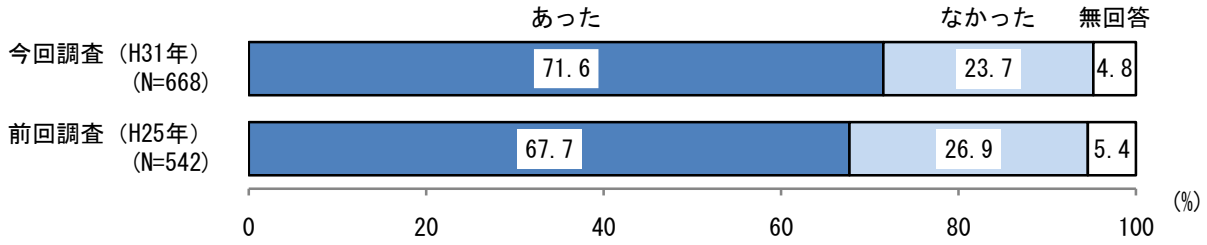

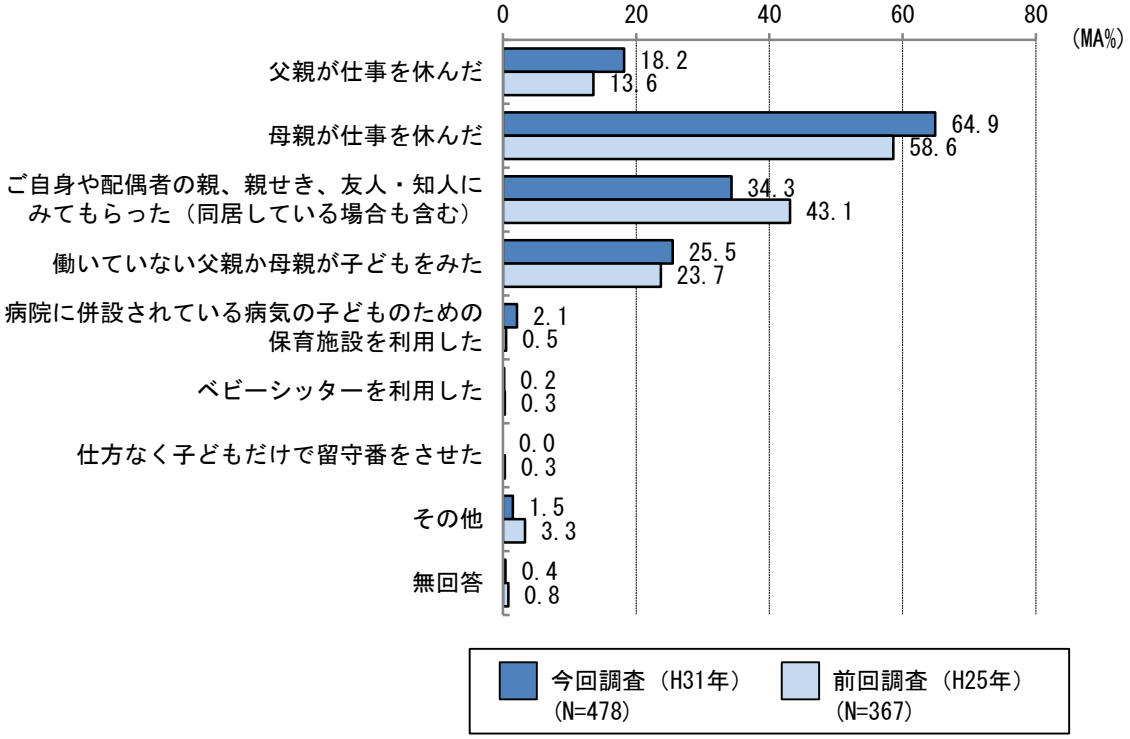

②不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

親の通院、不定期な仕事などを理由として、「不定期に」利用したサービスは、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」で 1 割程度みられますが、「利用していない」が 78.1%となっています。

【就学前児童調査】

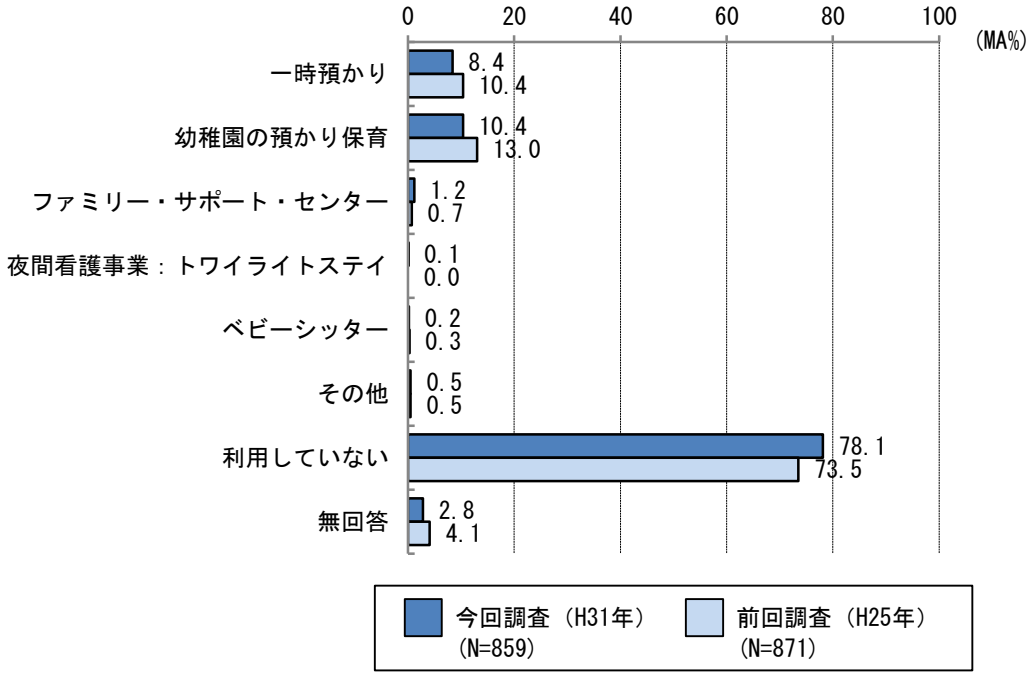

（５）小学校就学後の放課後の過ごし方について

①就学前児童の保護者の小学校に就学してからの希望

小学校に就学してからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年（1～3 年生）では「自宅」が 55.2%と最も多く、次いで、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が 48.3%、「留守家庭児童会室（学童保育）」が 35.3%となっています。小学校高学年（4～6 年生）では、「自宅」が 64.7%と最も多く、次いで、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が 60.3%となっています。

【就学前児童調査】

小学校低学年（１～３年生）

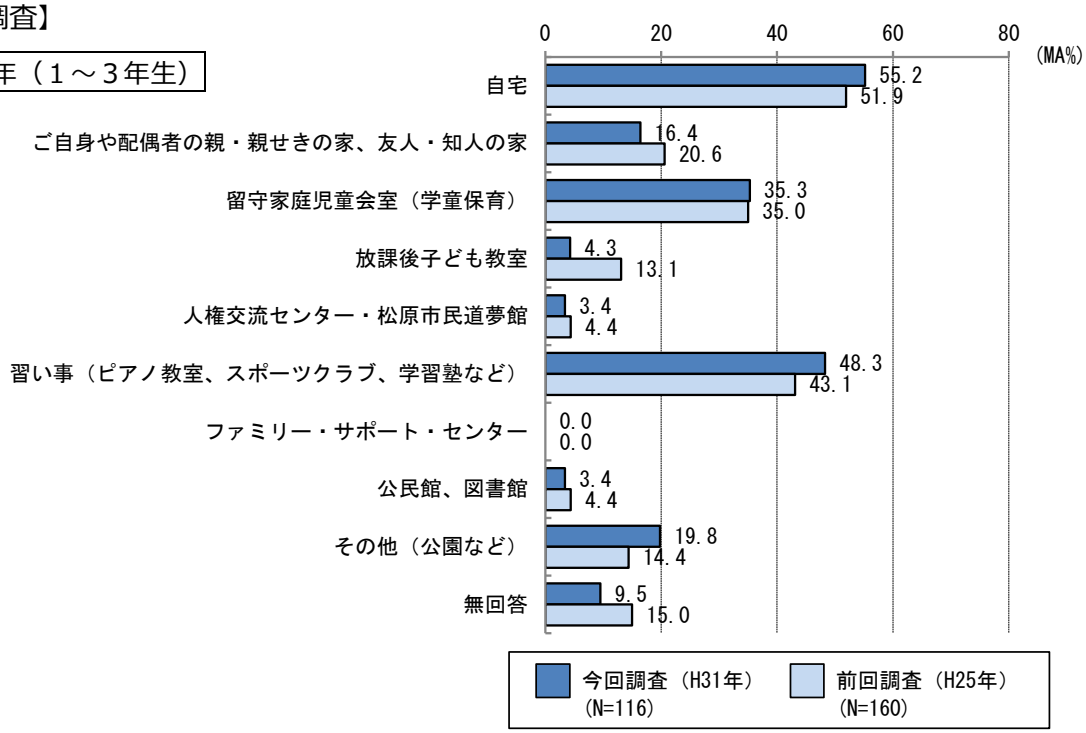

小学校高学年（４～６年生）

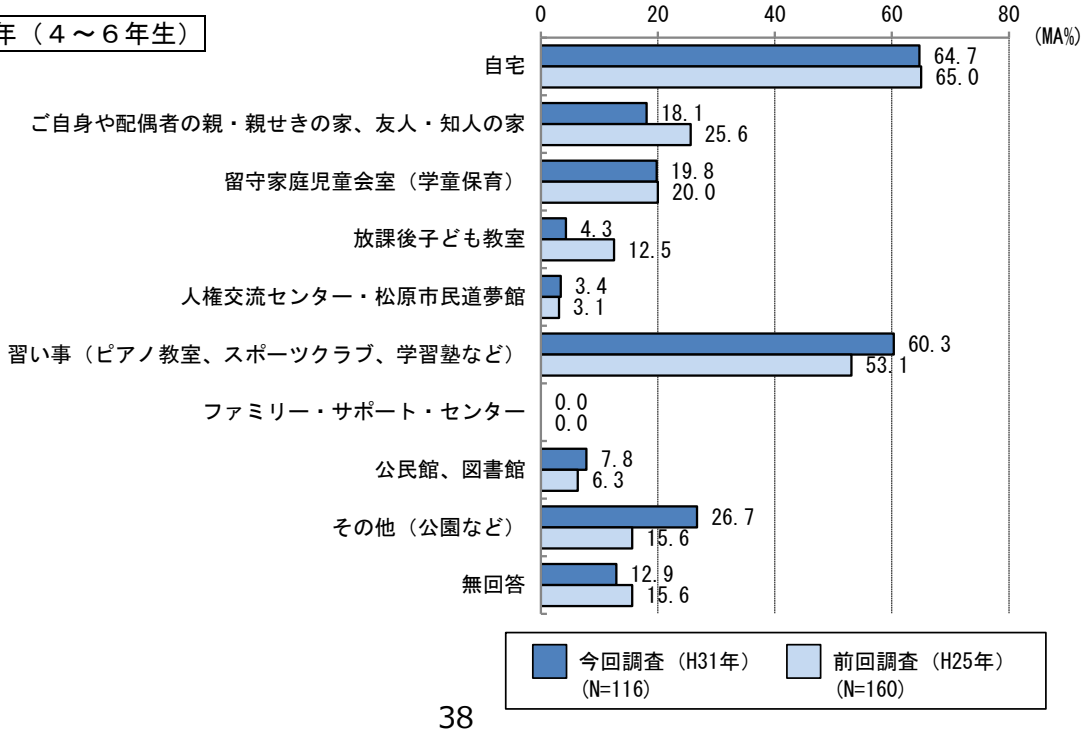

②小学生の保護者の希望

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、小学校低学年（1～3 年生）のうちは「自宅」が 59.9%と最も多く、次いで、「スポーツクラブや学習塾などの習い事」が 49.4%となっています。小学校高学年（4～6 年生）は、「自宅」が 70.3%と最も多く、次いで、「スポーツクラブや学習塾などの習い事」が 66.1%となっています。

【小学生調査】

小学校低学年（１～３年生）

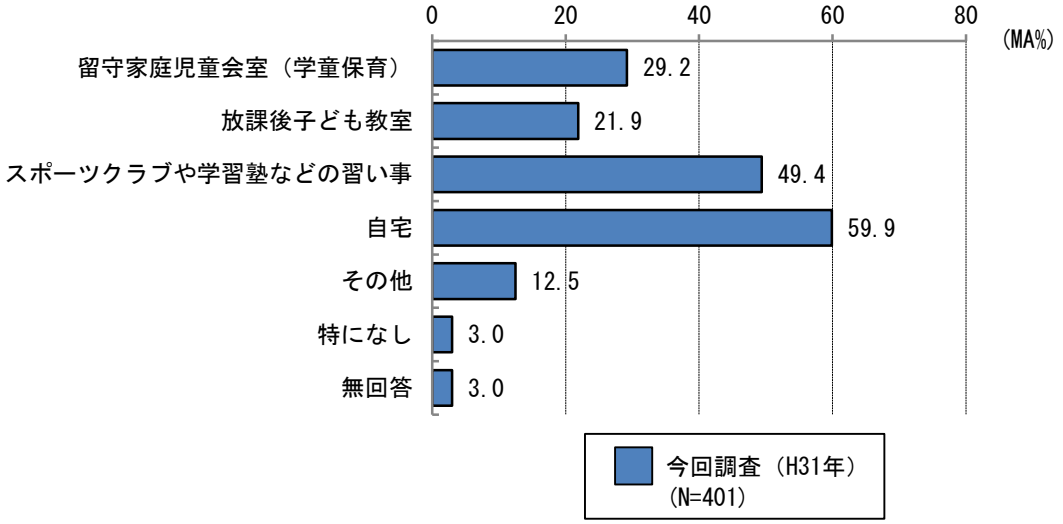

小学校高学年（４～６年生）

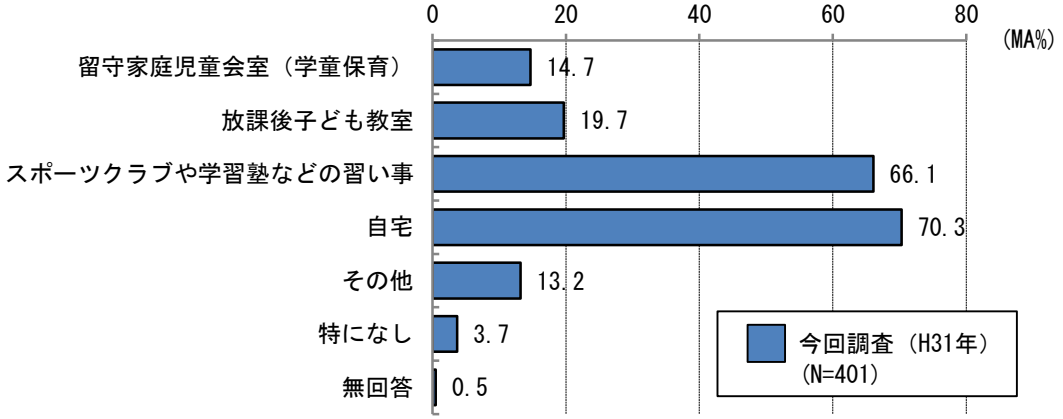

（６）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

①育児休業の取得状況

「育児休業を取った、あるいは、今取っている」は、母親が 38.4%で、父親が 2.8%となっています。

【就学前児童調査】

母親

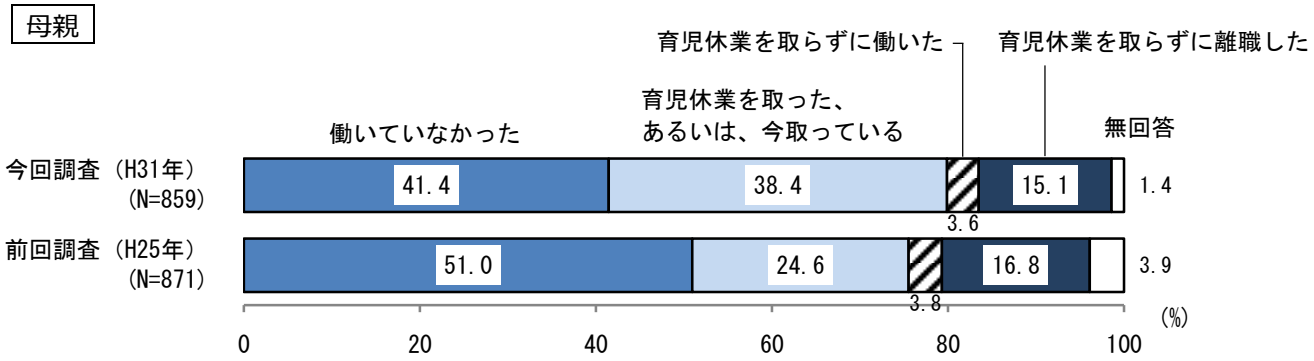

父親

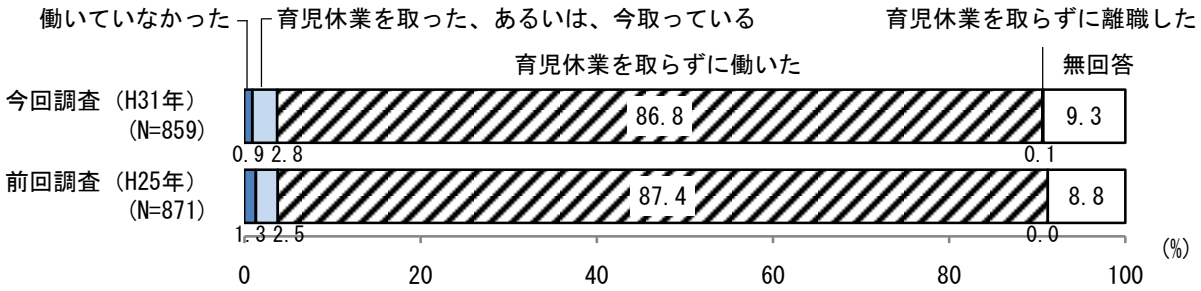

②取得していない理由

「育児休業を取らずに働いた」理由は、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が38.7%と最も多く、次いで、「仕事が忙しかった」が 32.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 25.8%となっています。父親では「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 42.1%と最も多く、次いで、「仕事が忙しかった」が 41.7%となっています。

【就学前児童調査】

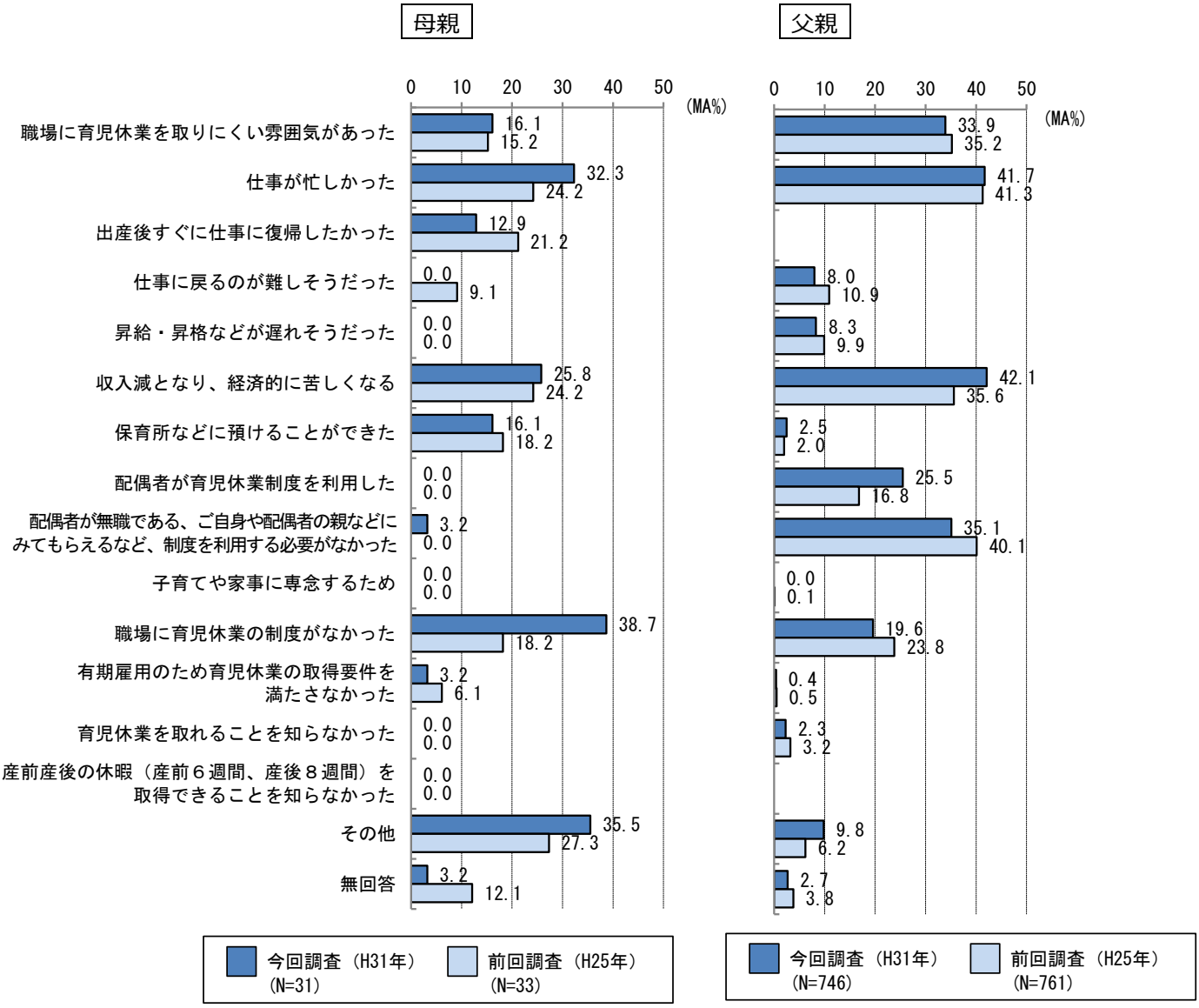

（7）子育て全般について

①子育てを相談できる人・場所の有無

子育てや教育について気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」人は 96.3%となっています。

【就学前児童調査】

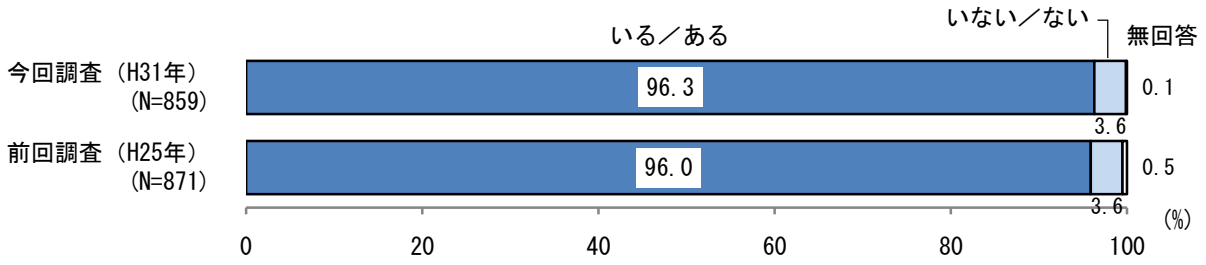

②子育てに関して日常悩んでいること、気になること

子どもに関すること

就学前児童調査では、「食事や栄養に関すること」が 34.3%と最も多く、次いで、「子どもの教育に関すること」が 34.1%、「病気や発育発達に関すること」が 32.7%となっています。

小学生調査では、「子どもの教育に関すること」が 41.4%と最も多く、次いで、「子どもの友だちづきあいに関すること」が 36.2%となっています。

（単位：%）

	病気や発育発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子どもと過ごす時間が十分取れないこと	子どもの教育に関すること	子どもの友だちづきあいに関すること	子どもの登所・登園拒否や不登校など	特にない	その他	無回答
就学前児童（N=859）	32.7	34.3	16.2	18.0	34.1	22.8	2.9	22.8	3.5	3.6
小学生（N=401）	17.2	17.2	11.0	20.7	41.4	36.2	1.5	22.2	2.5	6.0

自分自身のこと

就学前児童調査では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が41.0%と最も多く、次いで、「子育てにかかる出費がかさむこと」が 35.5%となっています。

小学生調査では、「子育てにかかる出費がかさむこと」が 40.9%と最も多く、次いで、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が 25.4%となっています。

（単位：%）

	子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	子育てが大変なことを、周りの人が理解してくれないこと	ご自身の子育てについて、ご自身や周りの見る目が気になること	子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと	子育てによる身体の疲れが大きいこと	子育てにかかる出費がかさむこと	住居がせまいこと	その他	特にない	無回答
就学前児童（N=859）	19.2	8.3	7.3	7.0	3.4	41.0	7.8	25.8	26.7	35.5	12.9	3.8	18.3	4.4
小学生（N=401）	11.0	10.2	3.2	4.2	2.7	25.4	5.7	17.0	10.5	40.9	12.5	27.4	3.7	7.2

③子育てで必要な支援・対策

就学前児童調査では、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」人は「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 36.7%と最も多く、次いで、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が 33.9%、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が 33.8%となっています。子育てを「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」人は、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が 37.7%と最も多く、次いで、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が 34.0%となっています。

小学生調査では、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」人は「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が 47.5%と最も多く、次いで、「子どもの教育環境」が 46.7%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 44.8%となっています。子育てを「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」人は、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が 40.7%と最も多く、次いで、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 36.1%となっています。

（単位：%）

		地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	訪問型の支援サービスの充実	健やかな妊娠・出産に対する支援	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	援護を要する子どもに対する支援	留守家庭児童会室（学童保育）の充実	その他	無回答
就学前児童	子育てが楽しい人（N=619）	33.9	33.1	11.3	23.7	2.9	24.1	27.8	36.7	33.8	22.1	3.9	—	2.6	3.6
	子育てがつらい人（N=215）	37.7	29.8	7.9	15.3	9.3	7.0	14.4	28.8	34.0	11.2	5.6	—	2.6	9.8
小学生	子育てが楽しい人（N=259）	—	—	12.0	38.2	—	—	46.7	44.8	37.1	47.5	9.7	17.0	2.6	1.5
	子育てがつらい人（N=108）	—	—	10.2	22.2	—	—	29.6	36.1	40.7	30.6	10.2	12.0	10.2	6.5

第６節　松原市の子ども・子育てを取り巻く課題の整理

本市の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査結果等を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

（１）仕事と生活の調和の推進・親としての成長

現状と課題

保育の需要増加に対応するため、施設整備を進めてきましたが、就学前児童の施設入所状況をみると、認可保育所においては、在籍児童数は 1、2 歳の増加がみられます。また、アンケート調査の結果から就労を希望する母親が多くなっており、母親の就労ニーズの高まりがうかがえます。

子育て家庭における働き方が変化している中、今後も、特に 1、2 歳の受け入れの場の確保など、引き続き保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、さらなる保育水準の向上など、子育て支援事業を進めることが求められています。

アンケート調査からは、誰にも相談する人がいない、子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができないという保護者もみられます。また、家庭児童相談の件数も増加しており、こうした子育ての不安感、負担感を持つ保護者への相談体制の充実や多様な相談方法が求められています。子育てを援助する必要性のある家庭が増えてきている中、さらに多くの人とのふれあいを通して親として成長していくための支援も求められています。

（２）親子の健全な成長

現状と課題

アンケート調査結果をみると、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「病気や発育発達に関すること」「食事や栄養に関すること」の割合が高く、健康や発達について不安を持つ母親が多くなっています。楽しく子育てができ、育児に関する悩みをひとりで抱え込むことがないよう、子育て支援センターを９か所開設し、子育ての不安感、負担感の軽減に努めていますが、家族や地域ぐるみで子育て支援を強化していくことが引き続き必要です。

地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要なため、母子保健関連事業との連携強化が図られる子育て世代包括支援センターを開設しています。引き続き、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連事業等を継続的に実施することが必要となります。

（３）子どもの生きる力の育成

現状と課題

少子高齢化が進む中、本市の人口は全体的に減少しており、就学前児童数においても同様に減少傾向で推移しています。しかし、保育所の在籍児童数は増加傾向にあります。

少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。

アンケート調査結果をみると、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「子どもの教育に関すること」の割合が上位となっていることからも、子どもの教育に対する関心の高さがうかがえます。

子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの学力を身に付けることが出来るよう、教育・保育における内容と方法の一層の充実を図るとともに、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が求められます。

また、幼稚園・保育所・学校において発達に障害がある子どもや発達に課題を抱える子どもたちが増加傾向にあり、特別な配慮が必要な子育て家庭への支援も求められています。

（４）地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

現状と課題

アンケート調査結果においては、子育てのつらさ解消に必要な支援対策について、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」の割合が高く、引き続き、地域での子育て支援の充実が求められています。

また、親子が住みよいまちづくりを進めるためには、子どもを対象とした犯罪・事故の軽減や全市的な活動として安心・安全なまちづくりを強く推進していくことが必要です。地域の防犯に対する意識啓発や地域団体の支援など、防犯活動を推進するとともに、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことがないよう、子育てしやすい住居、まちの環境面での充実が求められています。

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の基本理念

本計画の基本理念は、松原市第５次総合計画の基本指針にあるみんなで子育て家庭を支える地域社会を実現するため、第１期計画の基本理念「地域で支える、安心・安全な子育て・子育ちのまち 松原」を継承します。

地域で支える、安心・安全な子育て・子育ちのまち 松原

子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に喜びを感じ、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの発展につながります。子どもの自主性を育み、また地域の人々で子育てを行い、子どもとともに育ちあい、安心・安全な子育てができる環境づくりを進めるため、『地域で支える、安心・安全な子育て・子育ちのまち 松原』を基本理念とし、子ども・子育て支援の事業を推進します。

第２節　基本目標

基本理念の実現に向け、次の３つの基本目標を設定し、諸施策の取り組みを推進します。

基本目標１　子どもの育ち

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら、成長を遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、保護者としての自覚と責任を育み、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

基本目標２　親の子育て力の向上

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提とし、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どもと保護者のより良い関係を築きます。

そのために、保護者としての自覚と責任を育み、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重し、子育て力を高めます。

基本目標３　地域で支える子育て

「すべての子どもと家庭への支援」という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には幼稚園や保育所など、子育ての知識や技術、人材、施設などの教育・福祉資源を有しており、そうした資源を有効に活かし、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

第３節　基本課題

基本目標を実現するために、次の４項目を基本課題とし、総合的に事業を推進します。

基本課題１　仕事と生活の調和の推進・親としての成長

仕事と生活の調和の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。就労の場において、男女がともに力を発揮し、働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実が必要です。

また、子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進し、保護者としての自覚と責任を育むことが必要です。

基本課題２　親子の健全な成長

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、安心・安全な妊娠、出産環境を確保し、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための支援体制の充実が必要です。

基本課題３　子どもの生きる力の育成

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重され、子どもの健やかな成長が保障され「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを整備することが必要です。また、家庭、幼稚園・保育所・学校等、地域が一体となって、子ども自らの生きる力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みをさらに推進することが必要です。

基本課題４　地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

セーフコミュニティ国際認証都市として、全市的に地域が主体となった安心・安全なまちづくりを進める中、子どもの安全を守るため、家庭や学校におけるけがの防止や、虐待の予防の取り組みを進め、地域と協働し、安心・安全に暮らせるまちづくりの推進に重点的に取り組むことが必要です。また、地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組むとともに、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるように、親子が安心して安全に暮らせる生活環境の整備を推進することが必要です。

第４節　事業の体系

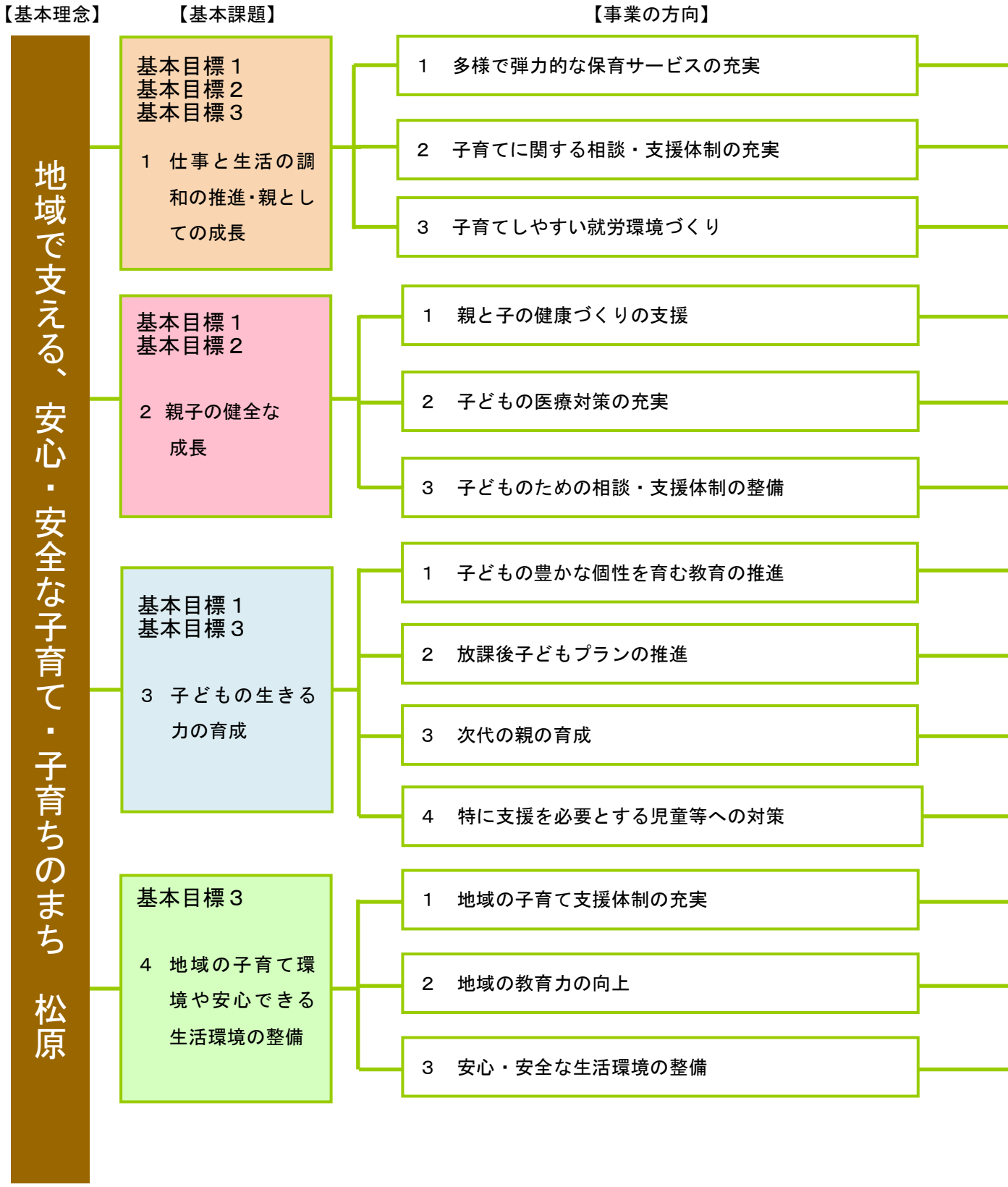
【基本理念】
【基本課題】
【事業の方向】
地域で支える、安心・安全な子育て・子育ちのまち　松原
基本目標１
基本目標２
基本目標３
１　仕事と生活の調和の推進･親としての成長
１　多様で弾力的な保育サービスの充実
２　子育てに関する相談・支援体制の充実
３　子育てしやすい就労環境づくり
基本目標１
基本目標２
２　親子の健全な成長
１　親と子の健康づくりの支援
２　子どもの医療対策の充実
３　子どものための相談・支援体制の整備
基本目標１
基本目標３
３　子どもの生きる力の育成
１　子どもの豊かな個性を育む教育の推進
２　放課後子どもプランの推進
３　次代の親の育成
４　特に支援を必要とする児童等への対策
基本目標３
４　地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備
１　地域の子育て支援体制の充実
２　地域の教育力の向上
３　安心・安全な生活環境の整備

【基本事業】

①保育環境の整備
②多様なニーズに対応した保育の充実

①相談体制の充実　②多様な交流・学習機会の充実
③子育てに関わる情報の提供　④子育てに対する経済的支援

①就労環境づくりの推進
②就業や再就職に対する支援の充実

①健康づくりのための情報の提供　②子どもの病気の予防、早期発見の充実
③思春期保健対策の充実

①小児医療体制の充実
②医療費助成の推進

①相談・支援体制の推進
②児童虐待防止対策の推進

①就学前教育の充実
②学校教育の充実

①放課後等における居場所の充実

①子育てに対するふれあいや学びの場の充実

①ひとり親家庭対策の推進　②障害児に対する支援の充実
③市内在住外国人等への子育て支援

①地域の子育て支援の充実
②地域活動・グループ活動の促進

①体験・交流活動の充実
②子どもをとりまく有害環境への対策

①良好な居住環境の確保　②子どもにやさしいまちづくりの推進
③子どもの安全の確保

第４章　基本課題ごとの具体的な取り組み

第３章に示した基本理念「地域で支える、安心・安全な子育て・子育ちのまち 松原」のもと、基本課題ごとの具体的な取り組みについて示します。

基本課題１　仕事と生活の調和の推進・親としての成長

事業の方向（１） 多様で弾力的な保育サービスの充実

保育サービスについては、利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。

保育所の待機児童の解消を図るため、保育所の整備拡充を行っていきます。また、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

【 具体的な取り組み 】

①保育環境の整備

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	保育所の施設整備	子どもたちが日々安全で快適な生活を送れる保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
2	認定こども園の施設整備	保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できるよう、認定こども園の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
3	保育所での保育	子どもたち一人ひとりの人権が大切にされ、心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性を持った子どもを育成するために、保育内容の充実に努めます。また、保育の質の向上や多様なニーズに対応できるよう、保育士などの研修の充実に努めます。	子ども未来室
4	幼稚園、保育所、小学校の連携	子どもへの理解と関わりの一貫性を図って、子どもたち一人ひとりを大切に育成するために、幼・保・小の交流を深めます。	子ども未来室 教育推進課

②多様なニーズに対応した保育の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	時間外保育	利用者のニーズを踏まえ、保育時間の延長を行う認可保育園を推進します。	子ども未来室
2	休日保育	就労スタイルの多様化などによる休日の保育ニーズに対応できるよう実施します。	子ども未来室
3	一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
4	病児病後児保育	病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、施設で児童を預かる事業を実施します。	子ども未来室
5	幼稚園一時預かり	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実します。	子ども未来室
6	障害児保育	障害のある子どもとない子どもが一緒に生活する中で、ともに成長しあえるよう保育内容を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、受け入れ体制の充実を図ります。	子ども未来室

事業の方向（２） 子育てに関する相談・支援体制の充実

妊娠・出産・子育てなど、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実が求められています。子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるような相談窓口の体制を充実します。あわせて、相談や支援に携わる者は、相談者に寄り添うことを心がけ、必要な情報を提供することができるよう、資質の向上につとめます。

さらに、必要な時に必要な情報が受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備するとともに、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などのツールを研究し、時代に即した方法で最新情報を発信していきます。

【 具体的な取り組み 】

①相談体制の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	利用者支援	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。	子ども未来室 地域保健課
2	家庭児童相談	18 歳未満の子どもに関する様々な問題について相談を行い、子どもと家庭の福祉の向上に努めます。ニーズに応じた利用しやすい窓口として、複雑・多様化した相談内容に対応できるように努めます。	子ども未来室
3	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保します。	子ども未来室
4	養育支援家庭訪問	子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師などが訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行います。	子ども未来室
5	女性相談	女性の人権を尊重し、女性が抱える様々な問題について女性カウンセラーがカウンセリングを実施します。相談者自身が問題解決に向けて、自立していく力を引き出せるような対応をします。	人権交流室 人権交流センター
6	総合相談	子育ての悩み、進路問題などの悩みについて、関係機関との連携及び協働しながら、相談者に寄り添った相談業務を実施します。	人権交流センター 福祉総務課
7	子育て支援グループ	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来室 地域保健課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
8	妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、家庭での状況を把握し、それに基づいて相談にのり、育児不安の解消や子育ての支援に努めます。	地域保健課
9	産後ケア	生後４か月未満の乳児及び母親のうち、家族から十分な支援がうけられず、支援が特に必要と認められる人に対し、心身のケアや育児のサポート等を行います。	地域保健課
10	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などで経過観察が必要とされた乳幼児と保護者に対して、小児科医師、心理相談員による健診・相談を行います。疾病や障害の早期発見、養育の健全化や良好な親子関係が保てるように努めます。	地域保健課
11	学校等における教育相談	スクールカウンセラーや臨床心理士を各学校や松原市教育支援センターへ派遣し、児童生徒・保護者・教職員を対象とする教育相談を行います。	教育研修センター
12	乳幼児健康診査	乳児一般、４か月児、乳児後期、１歳７か月児、３歳６か月児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見、発達の確認、保護者の育児支援を行います。健康診査の結果、経過観察健康診査や関係機関への紹介なども行います。また、１歳７か月児健康診査での保育士の子育てに関する助言なども行います。	地域保健課
13	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師、看護師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、相談に応じ子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課
14	子育て世代包括支援センター	妊娠期から出産期、子育て期における切れ目のない母子保健や育児に関する支援及び相談を行います。	地域保健課 子ども未来室

②多様な交流・学習機会の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	園庭開放	幼稚園や保育所に通っていない就学前の子どもたちとその保護者を対象に、子ども同士・親同士の交流や遊びを通して子育ての支援を行うため、幼稚園・保育所の園庭を開放します。育児のノウハウを持つ幼稚園・保育所機能を活用し、気軽に誰でも利用できるよう子育て支援事業をさらに充実します。	子ども未来室
2	居場所づくり（子育て中）	幼児期から思春期の子どもを持つ親を対象にした子育て、自分育ての講座を実施します。	いきがい学習課
3	こうみんかんに行こう Day	小学生及びその親が交流や出会いを通して、親同士の仲間づくりの場や、異年齢の子どもの交流の場を提供します。	いきがい学習課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
4	家庭教育研修会	各学校園で保護者参観や学校行事等の機会を活用し、子育てに悩む親同士の交流や家庭教育に関する学習機会を提供します。	地域教育課
5	マタニティスクール	妊婦や配偶者を対象に妊娠･出産･育児についての知識の習得や、妊婦同士の交流の場として教室を開催します。実習を取り入れたり、子育て支援センターの見学や先輩ママとの交流を実施します。	地域保健課 子ども未来室
6	男女共同参画セミナー	子育てに関する意識啓発を行うため親子で参加出来るセミナーを実施します。	人権交流室 人権交流センター
7	国際交流	講演会や各種イベントを通して多くの文化に触れる機会を提供します。	市民協働課
8	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
9	若者自立支援	不登校・ひきこもり等の青年とその家族を対象に、相談員による青年の自立に関する悩み等の個別相談・支援や、同じ境遇にある仲間等との交流のために家庭以外の居場所の提供、また社会参加や就労にむけた様々な情報提供・体験を行います。	人権交流センター
10	自主活動サークルの支援	地域で子どもを育てるという視点から地域における自主活動としての子育てサークルの活動を支え、人権交流センターや公民館等の交流の場を提供します。	子ども未来室

③子育てに関わる情報の提供

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	各種メディアを活用した子育て情報の発信	子育てに関するサービスやイベントなど様々な情報をとりまとめ、広報紙への掲載や、ガイドブックの発行、また、インターネットなどのメディアを活用し、子育ての情報を提供します。	子ども未来室 地域保健課 人権交流センター
2	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
3	各種講座やセミナーの開催	家庭や子育てについて理解を深める講座やセミナー等に、次代の親となる若い世代が積極的に参加できるよう、広報を充実するとともに、開催時間、場所等、子育て中の人や働いている人などが参加しやすい体制をつくります。また、参加者のための一時保育を実施します。	子ども未来室 人権交流室
4	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付します。手帳交付時には、母子保健サービスの案内や赤ちゃんに関するパンフレットなどを同時に配布し、情報を提供します。	地域保健課
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課
6	子育てに関する情報提供	日本語を母語としない外国人住民に対して、子育てに関する情報を多言語に翻訳し提供します。	市民協働課
7	祖父母手帳	祖父母が現在の育児方法を学び、父母と関係を円滑にするとともに「地域における子育て」の担い手となるきっかけづくりとして祖父母手帳を作成し、ホームページで情報提供します。	地域保健課
8	未就園児自宅訪問	在宅で子育てしている世帯で、すくすくポイントを利用していない、又は就学前児童がいる転入世帯を訪問し、子育て支援センター、ひろば、すくすくポイントなどの子育て支援について情報提供を行い、子育て支援サービスに結びつけます。	子ども未来室

④子育てに対する経済的支援

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	義務教育に対する援助	経済的な理由により就学させることが困難な家庭に、就学費の援助を行います。	教職員課
2	児童手当	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から中学校修了までの児童を対象に支給します。	子ども未来室
3	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない、または父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある家庭に対し、生活の安定と児童の自立の促進に寄与するとともに、児童福祉の増進を図るために支給します。	子ども未来室
4	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対し、福祉の増進を図ることを目的として支給します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
5	子ども医療費の助成	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ります。	医療支援課
6	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の児童（18 歳に達した日以後の最初の 3 月末日まで）とその者を監護又は養育する親等の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
7	重度障害者（児）医療費の助成	重度障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
8	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、入院治療費を一部給付することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
9	母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、また扶養している子の福祉の増進を行います。	子ども未来室
10	障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18 歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
11	特定不妊治療等助成事業	特定不妊治療を受けた夫婦を対象に経済的負担を軽減するため治療費の一部を助成します。（年度につき 1 回）	地域保健課
12	妊婦健康診査	妊娠期において妊婦健診受診券を交付し、妊婦健診の費用の一部を助成します。	地域保健課
13	新生児聴覚検査	先天性聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるため、生後 28 日未満の新生児を対象に、新生児聴覚検査受検票により検査費用の一部を助成します。（1 回のみ）	地域保健課

事業の方向（３） 子育てしやすい就労環境づくり

仕事と子育ての両立を図るために、男女ともに育児休業を取得しやすい環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。また、個々の事情に合った多様な保育サービスを選択し利用できる体制の整備が求められています。

性別や年齢にかかわりなく、子育て中であるなど、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働きかたができる社会を目指して、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の重要性について周知・啓発に努めます。

また、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や就労条件を整備する企業の取り組みを支援します。

【 具体的な取り組み 】

①就労環境づくりの推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	労働時間短縮の啓発	ゆとりある豊かな生活の実現をめざし、労働者や市内の事業所に対して様々な機会を通じて労働時間短縮に向けた取り組みを行います。	産業振興課
2	育児休業、介護休業取得の啓発	労働者や企業に対して育児休業・介護休業の取得制度等の周知・普及に努めます。	産業振興課
3	保育所の施設整備	子どもたちが日々安全で快適な生活を送れる保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
4	認定こども園の施設整備	保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できるよう、認定こども園の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
5	時間外保育	利用者のニーズを踏まえ、保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。	子ども未来室
6	休日保育	就労スタイルの多様化などによる休日の保育ニーズに対応できるよう充実します。	子ども未来室
7	一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
8	病児病後児保育	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業を実施します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
9	幼稚園一時預かり	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実します。	子ども未来室
10	ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室

②就業や再就職に対する支援の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	労働相談	働く上での悩みや苦情等の相談について、問題解決へのアドバイスを行います。	産業振興課
2	職業能力開発への支援	女性が職場で活用できるように、技術・技能を習得できる講座、講習会を開催し、職業能力開発への支援を行います。	産業振興課
3	雇用就労支援事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者など働く意欲がありながらさまざまな阻害要因があるために、雇用就労ができない人（就職困難者）を対象に、雇用就労の実現に向けた支援を行います。また、関係機関と連携し、企業を対象としたセミナー等を実施し、雇用環境の改善に向けた支援を行います。	産業振興課
4	女性の起業応援事業	多様な就業形態の普及啓発や女性が就労、再就職するためのセミナーやイベントを実施します。	人権交流室 人権交流センター
5	母子・父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等事業を行います。	子ども未来室

基本課題２　親子の健全な成長

事業の方向（１）　親と子の健康づくりの支援

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、そのため、親と子がともに健康で良好な親子関係を築いていくことが大切です。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談ができる場を提供します。

【 具体的な取り組み 】

①健康づくりのための情報の提供

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付します。手帳交付時には、母子保健サービスの案内や赤ちゃんに関するパンフレットなどを同時に配布し、情報の提供に努めます。	地域保健課
2	健康診査時集団指導	４か月、１歳７か月、３歳６か月児健康診査及び２歳、２歳６か月児歯科健康診査時に歯科医師、歯科衛生士、栄養士、保健師による集団指導を実施します。健康づくりのため、また、健やかな成長を支援するため、育児などの情報を提供し、健康の保持増進を図ります。	地域保健課
3	いい歯で元気教室	１歳７か月児健康診査において、カリオスタット検査を実施します。要注意と判定された幼児とその保護者に対して保健指導を行うことにより、う蝕（むし歯）などの歯科疾患の予防を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎を築きます。	地域保健課
4	こころとからだの何でも健康相談	乳幼児の発育、発達や育児、予防接種、栄養・食生活などの相談を実施します。	地域保健課
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、助産師、看護師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、相談に応じ子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課

②子どもの病気の予防、早期発見の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	妊婦健康診査	胎児の成長や妊婦自身の健康状態を確認するとともに、母子の疾病等を早期発見し、安全な出産をむかえることを目的として、健康診査を受けるための受診券を交付し、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	地域保健課
2	乳幼児健康診査	乳児一般、４か月児、乳児後期、１歳７か月児、３歳６か月児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見、発達の確認、保護者の育児支援を行います。健康診査の結果、経過観察健康診査や関係機関への紹介なども行います。また、１歳７か月児健康診査での保育士の子育てに関する助言などを充実します。	地域保健課
3	歯科健康診査	乳歯がはえそろい、う蝕の急増期である１歳７か月児、２歳児、２歳６か月児、３歳６か月児に歯科健康診査を実施し（２歳児、２歳６か月児には希望者にフッ素塗布を実施）、う蝕などの歯科疾病を早期発見するとともに、予防に努めます。	地域保健課
4	新生児聴覚検査	先天性聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるため、生後 28 日未満の新生児を対象に、新生児聴覚検査受検票により検査費用の一部を助成します。（１回のみ）	地域保健課
5	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などで経過観察が必要とされた乳幼児と保護者に対して、小児科医師、心理相談員による健診・相談を行います。疾病や障害の早期発見、養育の健全化や良好な親子関係が保てるように努めます。	地域保健課
6	妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、家庭での状況を把握し、それに基づいて相談にのり、育児不安の解消や子育ての支援に努めます。	地域保健課
7	予防接種	子どもを感染症から予防するために、予防接種医療に関する情報を提供するとともに、医療機関で予防接種を実施します。	地域保健課
8	スポットビジョンスクリーナー	３歳６か月児健康診査において、スポットビジョンスクリーナーを用いたスクリーニング検査を実施し、視機能の異常の早期発見につなげます。	地域保健課

③思春期保健対策の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	心身の健康に関する啓発・学習の推進	思春期の心と体の健康づくりを推進するため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図ります。	教育推進課 地域保健課
2	相談体制の充実	ストレスなど、様々な要因により、喫煙、飲酒などの行動に走りやすい子どもに寄り添い、問題解決に取り組むための相談体制の整備を図ります。	教育推進課 地域保健課

事業の方向（2）子どもの医療対策の充実

子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見に取り組んでいきます。

【 具体的な取り組み 】

①小児医療体制の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	小児急病体制の充実	小児休日急病診療事業を実施するとともに、市内救急・告示医療機関や医師会等と連携を図って実施します。	地域保健課

②医療費助成の推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	入院助産の支援	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、病院や助産所に入院して出産できない妊産婦に対し、その費用を助成します。	子ども未来室
2	子ども医療費の助成	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ります。	医療支援課
3	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の児童（18 歳に達した日以後の最初の 3 月末日まで）とその者を監護又は養育する親等の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
4	重度障害者（児）医療費の助成	重度障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
5	障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
6	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、入院治療費を一部給付することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課

事業の方向（３） 子どものための相談・支援体制の整備

子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、こころとからだの問題に取り組んでいくことが求められています。

小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、子どもの居場所づくりを進め、子どもたちの抱える問題を受け止め、ともに解決に導く体制を充実させます。

また、啓発活動を実施することや相談体制の充実を図り、児童虐待の予防に対する取り組みを推進していきます。

【 具体的な取り組み 】

①相談・支援体制の推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	家庭児童相談の充実	18歳未満の家庭における子どもに関する様々な問題について相談を行い、子どもと家庭の福祉の向上に努めます。ニーズに応じた利用しやすい窓口として、複雑・多様化した相談内容に対応できるように努めます。	子ども未来室
2	学校等における教育相談の充実	スクールカウンセラーや臨床心理士を各学校や松原市教育支援センターへ派遣し、児童生徒・保護者・教職員を対象とする教育相談を行います。	教育研修センター
3	若者自立支援事業	不登校・ひきこもり等の青年とその家族を対象に、相談員による青年の自立に関する悩み等の個別相談・支援を行い、社会参加や就労にむけた様々な情報提供・体験を行います。また、家族向けのセミナーを行って啓発活動に努めます。	人権交流センター
4	心の教育の推進	スクールカウンセラーの配置等教育相談活動の充実をはじめ、スクールソーシャルワーカーを増員し、心の教育の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による児童虐待への対応等、ネットワークづくりを進めます。不登校児童・生徒の自立や社会性の育成等をめざし、松原市教育支援センターの運営とともに、訪問指導等を含めた交流事業等を実施します。	教育研修センター

②児童虐待防止対策の推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	虐待防止の啓発	児童虐待という子どもの成長、発達に多大の悪影響を及ぼす問題を未然に防止するために、セミナー等を開催します。	子ども未来室 人権交流室
2	子育てサポーターの活用	子育てサポーターがボランティアとして参加することにより、子育てに関する不安や悩みについて、身近で気軽に支援を受けられる体制づくりを進めます。	子ども未来室
3	母子生活支援施設への入所	保護が必要な母子に希望があれば、施設で保護し、自立の促進を図ります。	子ども未来室
4	児童養護施設・乳児院などへの入所	保護を必要とする児童の生活と成長の場を保障することですべての子どもの健全育成をめざします。	子ども未来室
5	母子・父子自立支援員による相談事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活一般、就業、離婚問題等の相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども未来室
6	子育て支援グループ事業	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来室
7	セーフコミュニティ活動の推進	事故やけがなどは、予防できるという理念のもと、事故やけがなどのデータから地域に潜む危険性を明らかにし、地域住民、関係団体、行政等が協働で課題解決に向けた取り組みを推進することにより、誰もが安心して安全に暮らすことの出来るまちづくりを推進します。	市民協働課
8	養育支援家庭訪問事業	子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師などが訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行います。	子ども未来室

基本課題３　子どもの生きる力の育成

事業の方向（１）　子どもの豊かな個性を育む教育の推進

人間形成の基盤づくりは幼児期に始まり、子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから、就学前教育は大変重要となります。就学前の子どもが、幼稚園や保育所といった利用施設にかかわらず、十分な就学前教育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。

小学校就学時の環境の変化による不安を解消するため、幼稚園・保育所と小学校との連携・交流事業を実施します。

また、児童・生徒の学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

【 具体的な取り組み 】

①就学前教育の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	幼稚園教育の推進	保育内容の充実に努め、魅力ある開かれた幼稚園教育を推進するとともに、幼稚園間の協働の取り組みや幼・保・小の連携に努めます。	教育推進課
2	保育内容の充実	子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに発展され、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる発達支援に努めます。	子ども未来室
3	異文化理解子ども絵本講座	外国人による絵本の読み聞かせ、歌、ゲームを通して、異文化に触れ、子どもの感性を育てます。	子ども未来室

②学校教育の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	心の教育の推進	スクールカウンセラーの配置等教育相談活動の充実をはじめ、スクールソーシャルワーカーを増員し、各中学校区に配置するなど心の教育の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による児童虐待への対応等、ネットワークづくりを進めます。不登校児童・生徒の自立や社会性の育成等をめざし、松原市教育支援センターの運営とともに、訪問指導等を含めた交流事業等を実施します。	教育研修センター
2	特色と個性化教育の推進	「マイスクール推進研究事業」等を通して、魅力あふれる特色ある学校園づくりを推進します。中学校区の校種間連携を基盤とした一貫した教育を推進するとともに、豊かな自己実現を図る進路指導の充実を図ります。	教育推進課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
3	総合的な教育力の推進	地域の人材をゲストティーチャーに招く等豊かな人間性を育む開かれた学校づくりを推進します。職場体験学習をはじめとする取り組みによりキャリア教育を推進します。	教育推進課
4	人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育の推進を図るとともに、児童生徒の実態等に応じたカリキュラムづくりと効果的な指導方法の研究・実践に努めます。	教育推進課
5	国際理解教育の推進	ＡＬＴ（外国語指導助手）の配置により、中学校での外国語教育の充実と小学校での英会話体験の推進を図るとともに、外国人児童・生徒に対する学習等への支援を行います。	教育推進課
6	情報教育の推進	タブレットをはじめとするＩＣＴ機器を効果的に活用した授業づくりを進めるため、魅力あるコンテンツの開発等を推進します。情報機器やインターネット環境を活用し、情報モラル教育の充実や小学校におけるプログラミング教育を推進し、児童・生徒の情報活用能力を育成します。	教育研修センター
7	全国学力・学習状況調査の検証と学校への取り組み支援	全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題の改善に向けた取り組みへの支援を行います。	教育推進課
8	インターナショナルセーフスクールの推進	セーフスクールの認証を目指し、体と心のけが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって安全で健やかな学校づくりを進めるセーフスクールの活動を地域、保護者との協働で推進します。	教育推進課

事業の方向（２） 放課後子どもプランの推進

放課後の時間にすべての児童が安全で健やかに活動できるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な整備を推進します。

【 具体的な取り組み 】

① 放課後等における居場所の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	放課後児童クラブ	保護者等が就労や疾病等により、放課後留守家庭になる小学校１年生～６年生の児童を対象に、遊びを通して安全保護及び生活指導を図り、子どもの発達に合わせた活動内容の充実に努めます。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
2	放課後等における学ぶ機会の充実	子どもたちの学習習慣の確立に向けて、放課後や夏休みなど長期休業期間等を活用した学習を実施します。	教育研修センター
3	子ども居場所事業	放課後や長期休業中に子どもたちが安全で安心して活動できる場を提供します。（集団遊びや工作など）	人権交流センター
4	土曜子ども体験活動推進事業	土曜日に小学校の運動場や余裕教室等を活用して安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方の参画を得て、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	地域教育課

事業の方向（３） 次代の親の育成

生命を尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや経験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己実現を図ることができるよう大人が見守り、支援することが求められています。

次代の親となっていく子どもたちが、人権意識や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

【 具体的な取り組み 】

① 子育てに対するふれあいや学びの場の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	「保育体験」等の充実	中学生が、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、幼稚園や保育所等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを推進します。	教育推進課
2	各種講座やセミナーの開催	家庭や子育てについて理解を深める講座やセミナー等に、次代の親となる若い世代が積極的に参加できるよう、広報を充実するとともに、開催時間、場所等、子育て中の人や働いている人などが参加しやすい体制をつくります。	子ども未来室 人権交流室
3	一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
4	幼稚園一時預かり事業	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
5	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保します。	子ども未来室
6	園庭開放	幼稚園や保育所に通っていない就学前の子どもたちとその保護者を対象に、子ども同士・親同士の交流や遊びを通して子育ての支援を行うため、幼稚園・保育所の園庭を開放します。育児のノウハウを持つ幼稚園・保育所機能を活用し、気軽に誰でも利用できるよう子育て支援事業をさらに充実します。	子ども未来室
7	遊び場・交流の場 （はーとビュークラブ）	日曜、祝日において文化・スポーツ体験活動を通じて、子ども同士や親子の交流を進めます。	人権交流センター
8	居場所づくり （子育て中）	幼児期から思春期の子どもを持つ親を対象にした子育て、自分育ての講座を実施します。	いきがい学習課
9	異文化理解子ども絵本講座	外国人による絵本の読み聞かせ、歌、ゲームを通して、異文化に触れ、子どもの感性を育てます。	子ども未来室
10	マタニティスクール	妊婦や配偶者を対象に妊娠･出産･育児についての知識の習得や、妊婦同士の交流の場として教室を開催します。実習を取り入れたり、子育て支援センターの見学や先輩ママとの交流会を実施します。	地域保健課 子ども未来室
11	ベビープログラム （BP）	同じような体験をしている母親たちが集まり、育児のことや自分自身のことについて話し合うことで、育児の悩みや苦労に共感し、育児についての困ったことを気兼ねなく聞き合い教え合う関係を築き、０歳児の育児に必要な少し先を見越した基礎知識を学び、自然に互いを理解しあい、つながれるプログラムで、初めて赤ちゃんを育てる母親を効果的に支援・サポートします。	子ども未来室

事業の方向（４） 特に支援を必要とする児童等への対策

ひとり親家庭の親子が安心して、また自立して生活できるように就労支援など様々な支援を実施するとともに、経済的な面などによる生活困窮世帯の子どもの支援などの支援体制の充実を図ります。

障害のある子どもや発達に課題を持つ子どもに対しては、各関係機関が連携することで、子どもの特性の早期発見に努め、早期相談や早期支援につなげます。保護者に対しては、相談や支援に携わる者が子どもの特性や保護者のおかれている状況を十分に理解した上で、保護者が子どもの特性に気づき受容できるように努め、個々のニーズに合わせた適切な支援を行います。

また、支援の必要な子どもたちが豊かな地域生活を送ることができるよう、個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援するため、保健医療、福祉、教育などが連携した施策の推進を図ります。

日本語を母語としない外国人に対しては、情報の翻訳や通訳ボランティアの派遣を通して支援体制の充実を図ります。

【 具体的な取り組み 】

① ひとり親家庭対策の推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	ひとり親家庭への生活・就労支援	ひとり親が抱える悩みの解決に向けて、現在の相談事業を充実させるとともに、経済的な自立の支援、多様なニーズに対応した育児サービスによる子育て支援の充実に努めます。	子ども未来室
2	母子・父子自立支援員による相談事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活一般、就業、離婚問題等の相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども未来室
3	母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、また扶養している子の福祉の増進を行います。	子ども未来室
4	母子・父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等事業を行います。	子ども未来室
5	母子・父子自立支援プログラム策定事業	就労支援策の１つとして自立の促進のために個々の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、きめ細やかで積極的な自立、就労支援を実施します。	子ども未来室
6	母子・父子センター事業	母子及び父子並びに寡婦家庭に対し、生活の安定と児童の福祉を図る目的で、母子家庭等の相談及び各種教室を実施します。	子ども未来室

No.	取り組み項目	内容	関係部署
7	児童福祉給付金	小学校に入学する児童で、両親のいない者、又は、両親の一方がいない者に対し、給付金を支給することにより、児童の健全な育成を図ります。	子ども未来室
8	ひとり親家庭医療費の助成事業	ひとり親家庭の児童（18 歳に達した日以後の最初の 3 月末日まで）とその者を監護又は養育する親等の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
9	ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室
10	母子生活支援施設への入所	保護が必要な母子に希望があれば、施設で保護し、自立の促進を図ります。	子ども未来室

②障害児に対する支援の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	障害児保育	障害のある子どもとない子どもが一緒に生活する中で、ともに成長しあえるよう保育内容を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、受け入れ体制の整備を図ります。	子ども未来室
2	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	子ども未来室 障害福祉課
3	医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体の状況により、治療も行います。	子ども未来室 障害福祉課
4	放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	子ども未来室 障害福祉課
5	保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団活動に適応できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。	子ども未来室 障害福祉課
6	障害児相談支援	障害児の通所サービスの利用について、障害児や家族などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言などを行い、自立した日常生活・社会生活が送れるよう支援を行います。	子ども未来室 障害福祉課
7	就学支援委員会	障害のある児童生徒について、適切な教育が行われるよう、医師等専門家の助言を得ながら、就学相談を行います。	教職員課

No.	取り組み項目	内容	関係部署
8	支援学級合同校外学習	市内小・中学校に在籍する児童・生徒及び支援教育担当教職員の交流を通して、本市支援教育の充実・発展をめざします。	教職員課
9	障害児支援ネットワークづくり	地域自立支援協議会と要保護児童対策地域協議会を中心に、障害児に対して地域での見守りを実施しつつ、障害児に関わる関係機関の連携と支援体制をより一層強化し障害児支援ネットワークづくりを進めるとともに、随時個別支援会議を行います。	障害福祉課
10	自閉症・発達障害児とその家庭への支援	乳幼児健康診査・相談等を行うにあたり、自閉症・発達障害児の早期発見に十分留意し、自閉症・発達障害が疑われる場合は、関係機関と連携しながら医療の情報提供や療育、相談等総合的な支援を行います。	地域保健課 子ども未来室
11	重度障害者（児）医療費の助成	重度障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
12	障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
13	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	子ども未来室
14	障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害のため日常生活において常時の介護が必要な障害児に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	障害福祉課
15	バリアフリー基本構想	「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅を中心とした重点整備地区において鉄道駅、道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組みます。	まちづくり推進課
16	子育て支援グループ事業	個別の課題に即したグループワークを実施することで、子どもの発達を促すとともに、子どもの課題に対する保護者の受容を促し、適切な進路へ導くことをめざします。	子ども未来室

③市内在住外国人等への子育て支援

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	子育てに関する情報提供	日本語を母語としない外国人住民に対して、子育てに関する情報を多言語に翻訳し提供します。	市民協働課
2	教育施設への通訳派遣	日本語を母語としない外国人住民に対して、懇談等において通訳ボランティアを派遣し、子どもの様子や必要な子育ての情報提供を行い、保護者と支援者との相互理解を深め、子育て支援の充実を図ります。	教育推進課 市民協働課

基本課題４　地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

事業の方向（１）　地域の子育て支援体制の充実

核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、身近に相談できる人がいないなど、子育てに対する不安や負担を感じる親が増えてきています。地域の実情に合わせ、子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、幼稚園、保育所等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進することが重要です。

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。また、特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働による事業推進に取り組みます。

【 具体的な取り組み 】

①地域の子育て支援の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保します。	子ども未来室
2	ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室
3	子育て支援協力員	各小学校区に１名ずつ「子育て支援協力員」を配置し、子育てについての情報を広く伝えるとともに、子育てに関する様々な悩みや不安に対して適切に対応できる相談体制の充実及び子どもを安心して生み育てられる環境の整備と児童の健全育成に引き続き努めます。	子ども未来室
4	子育て応援ポイント（すくすくポイント）	幼稚園、保育所等の保育サービスを利用することなく児童を養育している保護者及び児童に対し、子育て支援センターやひろばなどの利用にポイントを付与することにより、子育て支援センターやひろばなどの利用を促進します。	子ども未来室
5	赤ちゃんの駅	おむつ替えもしくは授乳、又はその両方ができる施設を松原市赤ちゃんの駅として登録し、子育て中の親子が安心して外出できる環境を作ります。	子ども未来室

②地域活動・グループ活動の促進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	自主活動サークルの支援	地域で子どもを育てるという視点から地域における自主活動としての子育てサークルの活動を支え、人権交流センター等の交流の場を提供します。	子ども未来室
2	保育ボランティアの育成・活用	子育て中の親の学習活動やイベントへの参加等を支援するため、保育ボランティアを育成し、講座での保育サービスの提供を図ります。	人権交流室 いきがい学習課

事業の方向（２） 地域の教育力の向上

子育てを支援するのは幼稚園・保育所等の職員や子育て経験者だけではなく、祖父母世代や学生など地域のすべての人についても、各々が持つ経験や能力により、さまざまなアプローチから支援の担い手となりえることが考えられます。それぞれの担い手の役割には違いがあるものの、子育て家庭の多様なニーズに的確にこたえていくには、担い手一人ひとりの対応力の向上が重要になります。

子育て支援を進める上で、さまざまな地域の資源を活用しながら、担い手に適した内容での継続的・効果的な人材育成を推進し、地域全体の子育て力・教育力の向上を図ります。

【 具体的な取り組み 】

①体験・交流活動の充実

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	いきいき事業	各中学校区に児童・生徒の健全育成を目的とした地域教育協議会を設置し、教育コミュニティの形成をめざします。	地域教育課
2	子ども育成	「火・水・土わくわくクラブ」で、自ら学ぶ意欲や継続、上達する楽しさを学び、主体的に活動できる場を提供します。「ファミリー講座」では、親子で楽しめるスポーツ体験活動や文化体験活動により、親子・親同士・子ども同士の交流促進を図ります。 「日曜はーとビュークラブ」では、幅広い家庭のニーズに合った取り組みを行います。	人権交流センター
3	国際交流	講演会や各種イベントを通して多くの文化に触れる機会を提供します。	市民協働課
4	総合的な教育力の推進	地域の人材をゲストティーチャーに招く等豊かな人間性を育む開かれた学校づくりを推進します。	教育推進課

②子どもをとりまく有害環境への対策

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	有害環境対策の推進	情報化社会の進展に伴い、青少年を取り巻く環境が大きく変容している中、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めるため、大阪府青少年健全育成条例の普及啓発と併せて、関係事業者の営業状況をきめ細かく調査し、有害環境の浄化を図ります。	地域教育課

事業の方向（３） 安心・安全な生活環境の整備

地域において安心・安全で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。セーフコミュニティ活動の推進の中で、けがや事故などを未然に防ぐ地域づくりに努め、個人や家庭で日頃から、防災や防犯に対する意識を高めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安心・安全なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。

また、幼稚園、保育所、学校では交通安全活動を充実させ、自ら身を守る意識を育てます。

【 具体的な取り組み 】

①良好な居住環境の確保

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	市営住宅への入居	市営住宅の募集に際し、子育て家庭に配慮した優先入居等、実施します。	建築住宅課

②子どもにやさしいまちづくりの推進

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	バリアフリー基本構想	「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅を中心とした重点整備地区において鉄道駅、道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組みます。	まちづくり推進課
2	幼稚園及び小中学校の施設バリアフリー対策	障害のある幼稚園児･小中学校児童に配慮した身障者トイレ・階段手すり・スロープの設置など、バリアフリー化に努めます。	子ども未来室 教育総務課

③子どもの安全の確保

No.	取り組み項目	内容	関係部署
1	幼稚園・保育所及び小学校の安全管理	幼稚園・保育所及び小学校安全対策として、幼稚園・保育所のモニター付インターホン及び小学校の校門に管理員を配置した中で不審者の侵入を防止します。	子ども未来室 教育総務課
2	「こども110番の家」の推進	地域ぐるみで子どもを守るため、地域住民の協力を得て、通学路の民家などを緊急時に助けを求めて駆け込める場所として「こども 110 番の家」を設置し、子どもの安全確保に努めます。	地域教育課
3	セーフコミュニティ活動の推進	事故やけがなどは、予防できるという理念のもと、事故やけがなどのデータから地域に潜む危険性を明らかにし、地域住民、関係団体、行政等が協働で課題解決に向けた取り組みを推進することにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできるまちづくりを推進します。	市民協働課
4	安全教育の推進（防災）	児童の安全確保に向けて、小学校の危機管理マニュアルに則り、緊急災害時等を想定した避難訓練を実施します。	危機管理課
5	安全教育の推進（防犯）	警察署との連携により、幼児児童生徒の安全確保に向けて、不審者進入等、学校園内外の安全の啓発を実施します。	市民協働課
6	交通安全活動の推進	警察署との連携により、幼稚園、保育所、小学校において、児童及び保護者に自転車の安全な乗り方や正しい道路の横断方法についての交通安全教室を開催し、交通事故防止を図ります。	市民協働課
7	インターナショナルセーフスクールの推進	セーフスクールの認証を目指し、体と心のけが及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって安全で健やかな学校づくりを進めるセーフスクールの活動を地域、保護者との協働で推進します。	教育推進課

第５章　子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

第１節　教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

「提供区域」とは、教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、松原市内の地域特性（人口や施設の分布、保護者や児童の生活圏など）に応じて過不足無く提供できるよう、一定の区域を設定するもので、需要と供給のバランスがとれているかを判断する単位となるものです。

本市では、市全域を１圏域として教育・保育提供区域を設定し、需要分析を行い、妥当性をみていくものとします。

第２節　児童人口の推計

計画期間（令和２年度～令和６年度）各年度における年齢別推計児童数を下記に示します。

（就学前児童）

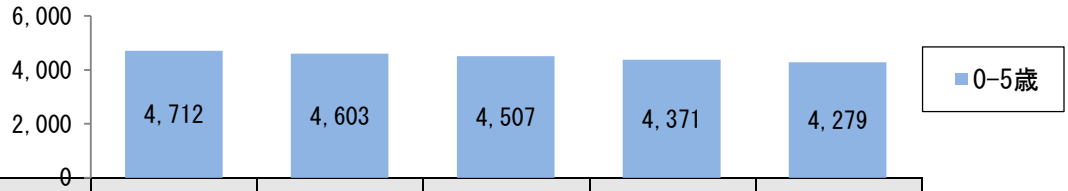

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	715	694	675	653	633
１歳	762	743	722	701	679
２歳	756	767	748	726	705
３歳	823	760	771	752	730
４歳	812	828	764	776	757
５歳	844	811	827	763	775
合計	4,712	4,603	4,507	4,371	4,279

（就学児童）

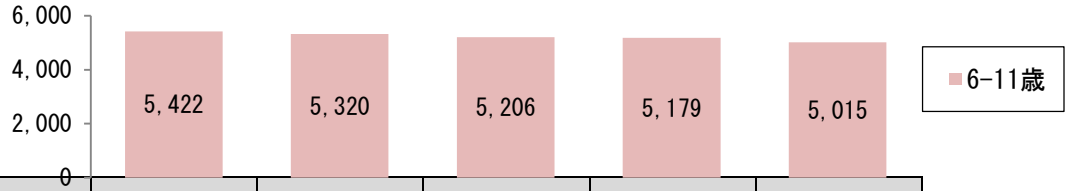

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
６歳	882	844	812	828	763
７歳	869	885	846	815	831
８歳	931	870	886	847	816
９歳	860	932	871	887	848
10 歳	930	860	932	871	887
11 歳	950	929	859	931	870
合計	5,422	5,320	5,206	5,179	5,015

資料：住民基本台帳を元に推計

第３節　幼児教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする幼児教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、３つの認定区分を設定しています。

教育・保育の量の見込みは、これらの認定区分別、年齢別に推計を行いました。

図表　認定区分

区分	年齢	概要	施設の利用
１号認定	３歳～５歳	子どもが満３歳以上で、幼稚園等での「教育」を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
２号認定		子どもが満３歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園
３号認定	０歳～２歳	子どもが３歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等 （地域型保育事業）

「子ども・子育て支援のニーズに関するアンケート調査」の結果から、全国共通で教育・保育等のニーズ（量の見込み）を算出するため、国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に従い、アンケート調査で把握した保護者の就労状況等から「家庭類型」の分類を行った上で、各事業について利用したいとする者の割合等を算出し、これを将来児童数に乗じて、計画期間各年度の量の見込みとしました。

図表　量の見込みの算出手順

計画期間（令和2年度～令和6年度）各年度の年齢別推計児童数

×

保護者の就労状況等から分類した家庭類型（就労希望等も踏まえた潜在的な類型）

×

各事業に対する利用意向率（利用したいとする者の割合等）

幼児期の学校教育・保育に係る確保の内容は、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定します。

計画期間（令和２年度～令和６年度）各年度における量の見込みと確保の内容を次に示します。

（１）認定こども園及び幼稚園

【事業概要】

「幼稚園教育要領」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、幼児期の学校教育を行います。（満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児）

【今後の方向性】

既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査及び実績を参考に人口推移を加味し、令和２年度以降を算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
３～５歳人口	2,590	2,479	2,399	2,362	2,291	2,262
ニーズ量（１号認定）	1,137	1,020	981	964	934	922
ニーズ量（２号認定）		125	127	127	124	123
ニーズ量合計①		1,145	1,108	1,091	1,058	1,045
提供量②	1,089	1,095	1,058	1,041	1,008	995
市外調整③	48	50	50	50	50	50
過不足②＋③－①	0	0	0	0	0	0

（2）認定こども園及び保育所

【事業概要】

「保育所保育指針」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、日々保護者のもとから通わせて、「保育を必要とする」乳児又は幼児（生後３か月から小学校就学前）を保育します。

【今後の方向性】

年度途中においても待機児童が生じることなく、また定員内保育を達成出来るよう認可保育所及び認定こども園の整備を進めていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査及び実績を参考に人口推移を加味し、令和２年度以降を算出しています。

＜3～5歳＞

（単位：人）

【松原市全域】		平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
３～５歳人口		2,590	2,479	2,399	2,362	2,291	2,262
ニーズ量①（２号認定）		1,277	1,274	1,245	1,238	1,212	1,208
提供量②	特定教育・保育施設	1,252	1,252	1,245	1,238	1,212	1,208
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
※過不足②－①		0（△25）	0（△22）	0	0	0	0

※不足分については、弾力化により対応します。

＜1・2歳＞

（単位：人）

【松原市全域】		平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１・２歳人口		1,604	1,518	1,510	1,470	1,427	1,384
ニーズ量①（３号認定）		790	788	791	778	762	746
提供量②	特定教育・保育施設	700	700	721	721	721	746
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
※過不足②－①		0（△90）	0 （△88）	0 (△70)	0 （△57）	0 (△41)	0

※不足分については、弾力化により対応します。

<0 歳>

（単位：人）

【松原市全域】		平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳人口		723	715	694	675	653	633
ニーズ量①（3 号認定）		267	263	255	248	240	233
提供量②	特定教育・保育施設	198	198	199	199	199	233
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
※過不足②－①		0（△69）	0 (△65)	0 (△56)	0 (△49)	0 (△41)	0

※不足分については、弾力化により対応します。

第４節　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法第 59 条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第１～13 号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、下表の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出しました。

図表に示した地域子ども・子育て支援事業について、「手引き」に基づき算出した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

幼児期の学校教育・保育の事業と同様に、確保の状況が量の見込みよりも不足する場合は、整備の内容と実施時期を設定します。

（１）時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、認定こども園や認可保育所での時間外保育を推進します。

【ニーズ量算定の考え方】

２号、３号の保育希望者の見込みに時間外保育の利用率（認定こども園、保育所利用者の内、時間外保育を利用している割合）を乗じて算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保育利用人口	2,334	2,319	2,286	2,258	2,209	2,182
ニーズ量①	1,182	1,173	1,157	1,143	1,118	1,104
提供量②	1,182	1,173	1,157	1,143	1,118	1,104
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「留守家庭児童会室」という名称で、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【今後の方向性】

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、様々な手法や運営主体による児童クラブの運営について検討を進めます。

また、保護者が安心し、かつ、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用しながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が一体的に実施できるよう整備を進めていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

保育需要の高まりを加味し、小学１年生の児童数に対する利用率及び利用児童の進級後の平均利用率により算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
就学児童数	5,666	5,422	5,320	5,206	5,179	5,015
ニーズ量①	844	908	893	873	863	836
1 年生	295	292	279	269	274	253
2 年生	194	242	246	235	227	231
3 年生	207	207	196	199	190	184
4 年生	100	86	110	104	105	101
5 年生	34	57	39	50	47	48
6 年生	14	24	23	16	20	19
実施箇所数（確保方策）	27 か所	28 か所	29 か所	29 か所	29 か所	29 か所
提供量②	844	908	893	873	863	836
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（３）子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能です。また、夜間のみの対応も可能です。

【今後の方向性】

一時的に養育困難な家庭の支援を行うため、引き続き、供給体制の確保を検討していきます。

【ニーズ量算定の考え方】

過去５年間の利用実績の最大値を用いています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量①	7	41	41	41	41	41
実施箇所数（確保方策）	６か所	６か所	６か所	６か所	６か所	６か所
提供量②	7	41	41	41	41	41
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての不安感、負担感を解消するため、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

既存の施設等を活用しながら子育て支援の場の提供をすることによって、提供の場を確保していきます。

【ニーズ量算定の考え方】

児童数の減少が予測されますが、利用促進により現在の利用組数が推移すると見込んでいます。

（単位：組）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量①	36,887	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
実施箇所数（確保方策）	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
提供量②	36,887	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（５）一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、保育需要の受け皿になるよう、引き続き充実に努めます。

【ニーズ量算定の考え方】

幼稚園児童数に一時預かりの利用率（幼稚園児の内、一時預かりを利用している割合）を乗じて算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
幼稚園児童数	1,137	1,145	1,108	1,091	1,058	1,045
ニーズ量（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））	49,956	13,584	13,145	12,944	12,552	12,398
ニーズ量（２号認定による定期的な利用）		36,727	35,541	34,995	33,937	33,519
ニーズ量計①	49,956	50,311	48,686	47,939	46,489	45,917
実施箇所数（確保方策）	10 か所	10 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
提供量②	49,956	50,311	48,686	47,939	46,489	45,917
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（６）一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

また、その他、育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター及び夜間のみ預かるトワイライトステイも一時預かり事業として該当します。

【今後の方向性】

引き続き、認可保育所において、供給体制を確保し、併せて現在一時預かりを実施している認可外事業所を含めた保育所に引き続き受け入れをしていくように対応します。

【ニーズ量算定の考え方】

在宅等児童数に一時保育の利用率（在宅等児童数の内、一時預かりを利用している割合）を乗じて算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
在宅等児童数	1,446	1,248	1,209	1,157	1,104	1,052
ニーズ量①（一時預かり）	4,861	4,245	4,116	3,949	3,774	3,608
保育所提供量	4,408	3,806	3,687	3,529	3,367	3,209
ファミリー・サポート・センター提供量	453	434	424	415	402	394
トワイライトステイ提供量	0	5	5	5	5	5
提供量合計②	4,861	4,245	4,116	3,949	3,774	3,608
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（７）病児病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

ニーズに対応できるよう、体調不良型については、保育所、認定こども園の全園で実施出来るよう整備していきます。また、医療機関と連携した病後児保育の実施も引き続き行います。

【ニーズ量算定の考え方】

利用実績を基に算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量①	4,879	4,854	4,786	4,729	4,628	4,573
実施箇所数（確保方策）	17	22	23	23	23	23
保育所・認定こども園提供量	4,786	4,754	4,686	4,629	4,528	4,473
医療機関提供量	93	100	100	100	100	100
提供量合計②	4,879	4,854	4,786	4,729	4,628	4,573
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校６年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【今後の方向性】

依頼会員と、援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して援助会員の講習会を実施し、援助会員を増やしていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

利用実績を基に就学児童数の推移から算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
就学児童数	5,666	5,422	5,320	5,206	5,179	5,015
ニーズ量①	473	453	444	434	432	418
提供量②	473	453	444	434	432	418
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（９）利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【今後の方向性】

子育て支援センターキラキラひろば及び子育て世代包括支援センターにて実施していきます。

【ニーズ量算定の考え方】

平成 31 年度より 2 か所で実施しており、継続していきます。

（単位：か所）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施箇所数（確保方策）	1	2	2	2	2	2

（10）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。本市では「こんにちは赤ちゃん訪問事業」という名称で実施しています。

【今後の方向性】

全戸訪問については、全数訪問の実施を目指します。特に強い育児不安を持っていたり不適切な養育などを把握した場合には、必要な支援が継続されるよう、関係機関への連絡・調整を図っていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

０歳人口の推移から訪問率を 100%として算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳人口	723	715	694	675	653	633
ニーズ量①	750	715	694	675	653	633
提供量②	750	715	694	675	653	633
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（11）養育支援家庭訪問事業

【事業概要】

子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師などが訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行う事業です。

【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、助産師などが家庭訪問し、育児に関する専門的相談支援にあたるとともに、子育てサポーターの派遣により養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。また、子育てサポーターの養成にも努めます。

【ニーズ量算定の考え方】

利用実績を元に算出しています。

（単位：回数）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量①（延べ訪問回数）	431	400	400	400	400	400
提供量②	431	400	400	400	400	400
過不足②－①	0	0	0	0	0	0
実施体制（確保方策）	実施体制：14 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター

（12）妊婦健康診査

【事業概要】

胎児の成長や妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査を行うための受診券を交付し、妊婦健康診査の費用を一部助成する事業です。

【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。

このため、母子健康手帳の交付やマタニティスクール等、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

【ニーズ量算定の考え方】

0 歳人口より妊娠届出数を推計し、全員に受診券を 14 枚配布したとして算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳人口	725	715	694	675	653	633
妊娠届出数	757	744	722	702	679	658
ニーズ量①（受診回数）	9,053 件	10,416 件	10,108 件	9,828 件	9,506 件	9,212 件
提供量②	9,053 件	10,416 件	10,108 件	9,828 件	9,506 件	9,212 件
過不足②－①	0	0	0	0	0	0
実施体制（確保方策）	実施場所：医療機関 検査項目：診察、血液検査等 実施時期：通年					

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている日用品、文房具等の購入に要する費用、令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用者の食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【今後の方向性】

新制度に移行していない幼稚園利用者の低所得世帯について副食費の補足給付を継続します。

【ニーズ量算定の考え方】

未移行園の幼稚園児数に給付人数割合を乗じて算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
幼稚園児数 （未移行園）	600	581	572	555	548
ニーズ量① （延べ給付人数）	1,800	1,740	1,716	1,668	1,644
提供量②	1,800	1,740	1,716	1,668	1,644
過不足②－①	0	0	0	0	0

（14）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【今後の方向性】

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の補助を継続します。

【ニーズ量算定の考え方】

令和２年度より対象施設数が増加することにより対象者数が増加し、以後、推移すると見込んでいます。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量①（延べ対象者数）	4	84	84	84	84	84
提供量②	4	84	84	84	84	84
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（15）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取り組みやネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業です。

【今後の方向性】

児童虐待に対しては、早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、府や子ども家庭センターなどとも連携しながら取り組みを進めます。

また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの充実が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実を図ります。

第６章　計画の推進に向けて

第１節　推進体制の充実

（１）庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、児童福祉の担当課だけでなく、母子保健の担当課、都市計画の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

（２）関係機関や市民の方々との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所（子ども家庭センター）などの行政組織や、子育てに関係する関係機関・民間団体・NPO 及び市民の方々の協力が不可欠です。そのため、市民のみなさんに対して市ホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、積極的に情報を提供していくとともに、行政と各種団体、市民の方々との協力の強化を推進します。

（３）国・府との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・大阪府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

第２節　計画の点検・評価に向けて

子どもと保護者を取り巻く環境は、社会潮流にともない変化していきます。

本事業計画は、実効性の高い事業計画としていくため、「松原市子ども・子育て会議」にて、各施策・事業の進捗状況を把握し、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直し、推進していきます。

資料編

1　策定経過

開催日	審議内容等
令和元年５月３０日	第１回松原市子ども・子育て会議 （１）　松原市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の結果報告 （２）　第２期松原市子ども・子育て支援事業計画策定の手順について （３）　第２期松原市子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュールについて （４）　その他
７月２２日	第２回松原市子ども・子育て会議 （１）　前回会議について （２）　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実績及び教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について （３）　基本目標毎の具体的な取り組みに掲げる事業の進捗状況の報告について （４）　その他
１０月３１日	第３回松原市子ども・子育て会議 （１）　前回会議について （２）　第２期松原市子ども・子育て支援事業計画（素案）について （３）　パブリックコメントの実施について
令和２年２月１日 ～３月２日	第２期松原市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントを実施
令和２年３月７日	第４回松原市子ども・子育て会議 （１）　前回会議について （２）　「第２期松原市子ども・子育て支援事業計画（素案）」におけるパブリックコメントの実施結果について （３）　「第２期松原市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

2　松原市子ども・子育て会議条例等

○松原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 8 日条例第 48 号

改正

平成 26 年 11 月 4 日条例第 27 号

松原市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項各号の事務を処理し、及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第８条に規定する市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関する事項について審議するため、合議制の機関として、松原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）　保護者（法第６条第２項に規定する保護者をいう。）

（２）　事業主を代表する者

（３）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

（４）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（５）　子ども・子育て支援に関する団体に属する者

（６）　市職員

（７）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　子ども・子育て会議に会長及び副会長をそれぞれ１人置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

４　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長とな

る。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（施行の細目）

第６条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 26 年 11 月４日条例第 27 号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（執行機関の附属機関設置条例の一部改正）

2　執行機関の附属機関設置条例（昭和 40 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○松原市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 10 月８日規則第 50 号

改正

平成 26 年３月 28 日規則第 20 号

松原市子ども・子育て会議条例施行規則

（目的）

第１条　この規則は、松原市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 48 号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（庶務）

第２条　子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子ども未来室において行う。

（施行の細目）

第３条　この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 28 日規則第 20 号）

この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

3　委員名簿

選出区分	氏　　名	所属団体等
事業主を代表する者	一瀬　仁 （令和２年１月まで）	ジャンボフード松原商業協同組合
	大内　勝文 （令和２年２月より）	社会医療法人 垣谷会 明治橋病院　理事・事務長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	吉住　とし子	みつばち保育園　園長
	菊井　智明	学校法人　松原学園　理事長
子ども・子育てに関し学識経験のある者	◎　渡邉　純	社会福祉法人　東光学園　理事長
	○　中西　利恵	相愛大学　教授
子ども・子育て支援に関する団体に属する者	中山　智恵 （令和元年 11 月まで）	民生委員児童委員協議会
	油谷　智子 （令和元年 12 月より）	民生委員児童委員協議会
	田崎　由佳	ＮＰＯ法人　やんちゃまファミリーwith 理事長
市職員	中瀬　保	福祉部長
公募委員	市橋　絵美	保護者
	土田　弘子	保護者

※◎会長、○副会長

第２期松原市子ども・子育て支援事業計画
令和２年３月

発行：松原市　福祉部　子ども未来室
〒580-8501
大阪府松原市阿保１丁目１番１号
電話：072-334-1550（代表）
FAX：072-334-5959